

ベトナム

ベトナム社会主義共和国

面 積 32万7000km²

人 口 6931万人(1992年平均)

首 都 ハノイ

言 語 ベトナム語

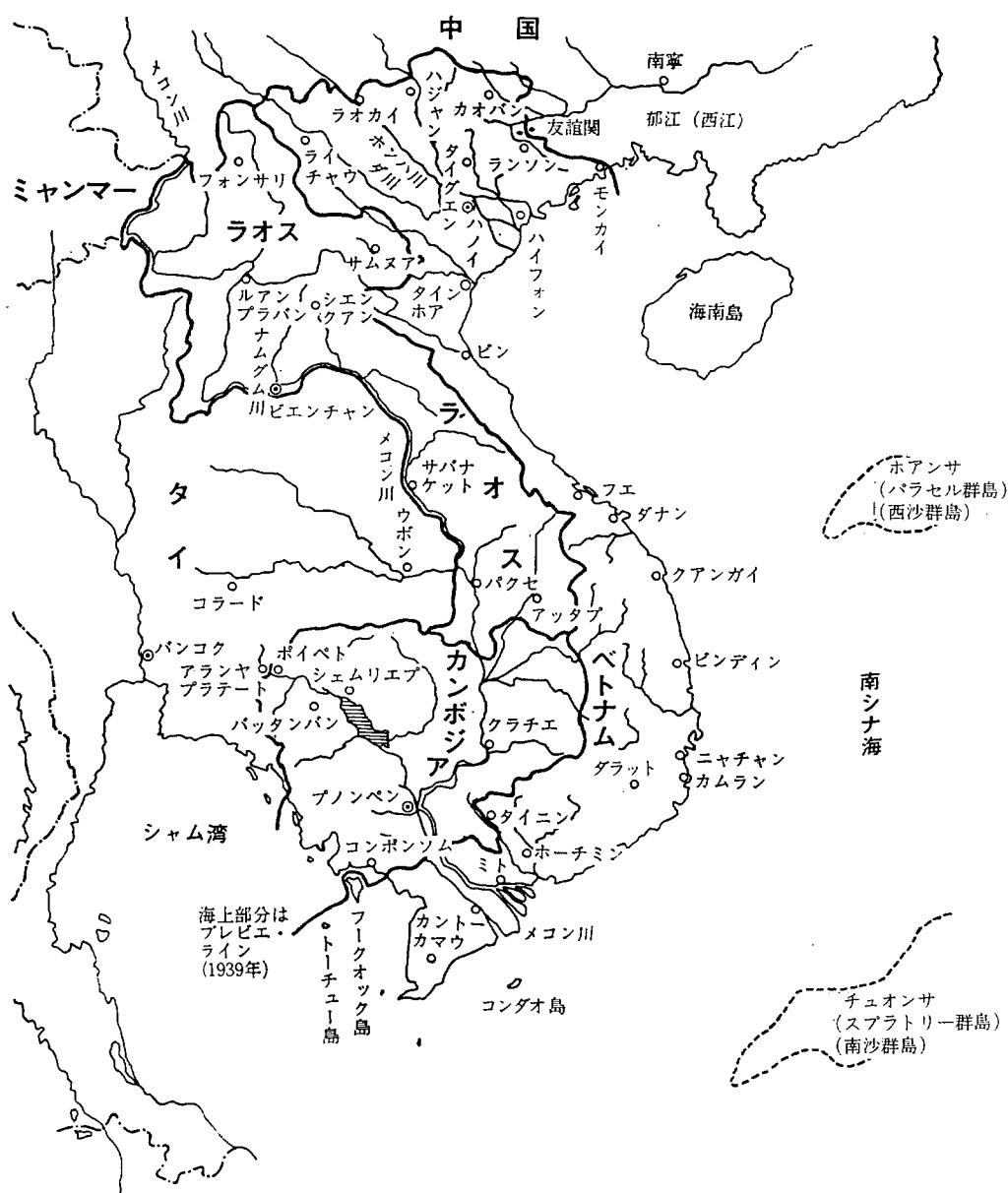
宗 教 仏教(大乗)

政 体 社会主義共和制

元 首 レ・デュク・アイン国家主席

通 貨 ドン(1米ドル=10845ドン、1993年12月末現在)

会計年度 历年に同じ



1993年のベトナム

国際的経済支援再開へ

から の つとむ
村 野 勉

1993年のベトナムは政治、経済、外交とも大きな波乱はなく、南北統一(1976年)以後最も順調に推移した年であった。しかし反政府運動グループ逮捕のニュースが増えたほか、鳴りを潜めていた仏教徒による騒乱事件の発生なども報じられており、治安面で緊張が高まる気配が感じられる。

政治では、1992年憲法で規定された新しい制度のもと国会、政府がそれぞれの機能を發揮し、経済関連の法規の整備を進めた。一方3度招集された共産党中央委員会総会では、ミニ大会である党全国代表者会議の開催が決定され、その準備が行なわれたほか、農業・農村問題、人的資源の開発の問題などが議題となり、それぞれ決議が採択された。

1991年後半頃を境に上昇に転じた経済は93年もその傾向を持続し、インフレ率が一桁台に低下するなどマクロ指標は引き続き改善された。

1993年の外交は、ASEANなど近隣諸国との関係が一段と緊密化する一方、中東諸国やラテン・アメリカ諸国など、従来関係の薄かった国々との新たな外交関係樹立が相次ぎ、全方位外交で成果を上げた。7月初め、クリントン米大統領が国際金融機関の対越援助再開に対する反対を取り下げるため、待望久しいASEAN、世界銀行、アジア開発銀行などの融資を受ける道がようやく開かれた。

政 治 ■ ■

●党全国代表者会議の準備 政治では1991年に第7回党大会開催、92年に新憲法の制定と新内閣の発足とこの2、3年重要な動きが続いたが、93年は制度改革、人事とも一段落した感があり、大きな変化はなかった。そうしたなかで唯一注目されたのが6月初めの第5回中央委員会総会で開催が決まった党全国代表者会議である。党規約によ

ると、全国代表者会議は大会と大会の間に開催されるもので、参加者は中央委員会全員と各支部代表に限られ、大会に比べ規模は一回り小さいが、大会に準ずる重要会議である。年後半の党活動は、この会議の開催に向けての準備が中心となり、10月頃から会議に提出される政治報告草案の検討が各級で進められ、11月末には、同会議の準備のため第6回中央委員会総会が招集された。

全国代表者会議が開催されるのは初めてであることに加え、準備段階において第7回党大会の場合と異なり、会議関係の文献草案が非公開であったこと、当初1993年11月に設定されていた開催時期が、結局94年1月まで延期されたこと、などのため会議開催と指導部内の路線対立の存在との関連性などが取りざたされたりした。しかし11月の第6回中央委員会総会のコミュニケで、会議の目的は96年に予定されている次大会までの2年間(94~95年)の経済・社会計画の策定や市場システム構築の問題など経済問題の討議であり、ドイモイの基本方向に変化がないことが判明した。全体として準備段階は比較的平穏に経過したといえる。しかし政治報告の最終草案について党内ではかなり激しい議論もあったようだ。当初の草案に対しては、南部の地方などから、経済発展の見通しについて楽観的すぎること、社会主义市場経済の構築を打ち出しながら、そのビジョンが明確でないこと、などに批判が集中したといわれる。またインテリ層の一部などには、この機会を利用して、党批判や政治改革を要求するビラを流すなどの動きがあった(*Far Eastern Economic Review*, Dec. 2, 1993)。そのため当局の取締りも厳しくなり、「内部の敵」に対する批判が党の機関紙等で展開されたのである。

なかでも複数政党制の主張者である数学者、ファン・ディン・ディウ(Phan Dinh Dieu)に対する批

判は激しいものとなった。ディウはハノイの国家科学研究所センター副所長の職を解雇されたが、その狙いは学生との接触を絶つためであるとみられている。同氏との接触に成功した『エコノミスト』誌によると (Economist, Aug. 14, 1993), 彼の書斎にはチェコ大統領のハベルやソ連のサハロフ博士の著書が置かれており、筋金入りの反体制主義者に見受けられたという。同誌の質問に対し彼は、「党の指導者は安定を重視するが、彼らは静態的な安定観である。革新を通じて達成される動的な安定の方が一層科学的である。経済発展があって、政治発展がないというのは原理的に不可能だ。市場経済を受け入れれば、遅かれ早かれ共産主義の原則を捨てなければならない」と答えている。またいわゆる開発独裁についても、「台湾やシンガポールの支配政党は今日とは非常に異なる環境の中で発展した。この地域でも民主主義の精神は20年前よりずっと強い」とし、これをモデルにすることには否定的な見解を示したという。

◎農業・農村、人的資源問題を重視 1993年の主要な政治テーマの一つは農業・農村問題で、党の会議では、この問題が再び大きな比重を占めた。すなわち6月開催の第5回中央委員会総会では「農村の経済・社会発展の刷新継続と発展」が議論され、決議を採択した。1988年の党政治局決議第10号で、農業における個人経営が基本的に容認され、生産が飛躍的に高まったが、農業の技術は依然遅れており、労働生産性は低く、米作モノカルチャーという性格も変わっていない。農村にはなお大量の過剰労働力が滞留しており、市場メカニズムの導入により貧富の差の拡大が見られる。会議はこうした現状認識にたって、農業生産構造の刷新、とくに畜産生産の発展、果樹・工業作物の栽培拡大、漁業部門の重視、工業・サービス部門が発展する方向への農村経済構造の転換、国家の管理する市場システムに従って、多セクター経済発展政策を実行し、合作社・国営農場をそのメンバーの主体性が發揮されるよう刷新するとともに、個人・資本主義私営経済の発展を奨励すること、などの方針を示している。また国家のマクロ政策としては、商品農産物の販売のために価格変動の予測、輸出市場の拡大、品質向上・生産コスト引き下げのた

めの新品種・新技術の導入、為替レートの改善、外国資本の導入、貧農への融資重視、など投資・信用政策、税政策、興農工作の推進、新品種・新技術の導入などの科学技術政策、文盲根絶などの農村社会政策、そして山地・少数民族地区の政策を掲げている。

1993年にはまた、これまで財政資金不足のためおろそかにされてきた開発の人的側面がようやく注目されるようになった。1月の党第4回中央委員会総会では、教育・養成、文化・文芸、保健、人口・家族計画、青年工作の問題が討議され、それぞれ決議を採択した。なおこれらのうち、とくに深刻な状況にある教育については、94年度に予算を33%増大させることが決まったが、世界銀行は初等教育の改善に7000万ドルの融資を承認した。

◎経済関係法の整備進む 一方、6月に開催された国会第3会期では、土地法と土地使用税法が採択された。新土地法は、市場経済のもとにおける土地の使用・管理を規定したものであり、個人に土地の使用権およびその使用権の移転を認めた1991年憲法第18条を具体化したものである。新土地法草案は国会審議の過程で議論が紛糾し、そのため会期が延長されるほどであった。なかでも1世帯が使用できる土地面積の上限について原案の2~3haに対し、相対的に土地が豊富に存在するミンハイ、ドンタップ、コントム省など南部選出の議員は5haを主張し、最終的にはその中間をとって、一年生作物栽培については3haを限度とし、その範囲で政府が地域ごとに定める(第44条)ことになった。また土地使用権の期限についても南部の議員の中には、原案の一年生作物20年、多年生作物50年よりもさらに長期を主張する者もいた。本法でもう一つ注目されるのは、「家庭が貧しく、困難な場合、転業したが生活が安定していない場合、労働力に不足している場合」「3年を超えない期間」という条件つきながら、農家・個人に対し使用権を有する土地の賃貸を認めている点である。

農地使用税は、従来の農業税に代わるもので、課税対象者を農業従事者から農地使用者に替え、農地の効率的使用を意図していること、土地の評価を従来の合計21段階から6段階に減らし、課税評価の簡略化を図っていること、評価を10年間固

定したことなどが特徴である。また全体として農民の負担の実質的な軽減を目指しており、例えば農業税によると最高級地（平野の第1級地）の場合、ヘクタール当たりの課税額は畝700kgであるが、農地使用税では550kgとなっている。

国会第3会期では、ベトナムの最重要資源である石油・ガスの採掘・管理に関する「石油・ガス法」も採択された。それによると、原油採掘のロイヤルティは生産物の6~25%，契約期限最高25年（深海での石油およびガス開発は30年まで）、探査期限は5年まで、採掘契約は2ブロック以内（特別な場合4ブロック）に限定、利潤税は50%となっている。一方、12月の国会第4会期では破産法（「経済」の項参照）、経済裁判法、環境法が制定された。環境法は、同法公布以前に着手されているプロジェクトについて、環境に与える影響に関し評価報告を環境保護委員会に提出して承認を受けることを命じ、また生産・ビジネスに従事する団体・個人に対し環境保護の措置を取り、十分な産業廃棄物処理設備をそなえることを義務づけている。そのほか国会第4会期では労働法と国家財政管理法も上程されたが、前者は労働組合の役割やストライキ権を巡って紛糾し、後者は中央予算と地方予算の区分について意見がまとまらず、継続審議となった。

●反体制・民主化の動き 1993年に当局により発表された反体制の動きとしては、3月の爆弾テロ未遂、「自由フォーラム」事件、そして11月下旬の「国家統一と民主主義建設運動」による国際会議計画などがある。3月の爆弾テロ計画は、越僑がホーチミン市のタンソンニヤット空港で爆発物を持っているところを逮捕されたことで明るみに出たもので、当局は軍・警察を動員して取締まり、合計18人を逮捕した。調べによると、計画は旧サイゴン政権関係者や米越混血人によるもので、目的は発電所、石油貯蔵所など、ホーチミン市の重要施設を爆破し、混乱を起こすことであったという。また「国家統一と民主主義建設運動」による国際会議は、発案者の一人とみられるアメリカ人弁護士の国外追放と民主化運動家グエン・ディン・フイらの逮捕で未遂に終わったものであるが、彼らは、ホーチミン市に新装オープンしたホテルの会議場で「ベトナムの発展のための国際会議」を開催し、

ベトナムにおける民主主義の普及にはずみをつけることを狙っていたという（*Far Eastern Economic Review*, Dec. 9, 1993）。フイは92年に再教育キャンプから釈放された後、当局に民主主義を採用するよう圧力をかけることを目的にこの運動を組織した。一方3月に初審、7月に再審のあった「自由フォーラム」グループの活動は1989年にまで遡るもので、もう少し歴史が古い。判決文によると（*Nhan Dan*, July 10, 1993），ソ連・東欧の政治情勢が激変のさなかの同年初め、主犯のドアン・ベト・ホアットらは、情勢分析のため常時集まり、ベトナムの社会主义政権打倒の機会をねらっていたが、同年6月「自由フォーラム」なる非合法組織を設立し、宣言文を作成したり、ベトナムの国会解散、憲法廃棄、人民政権打倒のための手順を策定したりした。そして90年7月からは同名の月刊誌を刊行し、党の綱領、政府の政策に対する攻撃を展開していたが、90年11月に当局に摘発されてしまった。なおこのグループのメンバーのほとんどはサイゴン政権崩壊後逮捕され、再教育を受けたが、改心せず、社会主义政権に反対してきた連中であるという。なおホアットは再審では懲役15年（一審では20年）、その他7人は懲役12年以下（再審では16年～8カ月）が確定した。

このように、1993年に明るみに出たないし判決の下った反体制運動は、ほとんどが南部の旧サイゴン政権関係者らによるものであり、外國、とくにアメリカとのつながりが指摘されている。その点では、これまで摘発された運動と同じ根をもつものである。しかしその行動の大胆さにおいてはるかに勝り、また規模もより大きくなる傾向が見られる。それだけ治安当局は神経を尖らせているといえよう。だが93年に治安当局を最も緊張させたのは統一仏教会系統の佛教徒の動きであった。

●統一仏教会の反抗 ドイモイ政策は宗教面にまで及び、その活動が活発化し、寺院・教会の新築・改修なども盛んになってきた。それと同時に、政治運動の伝統を有する宗派の中には、党・政府の介入に対し、公然と反抗を示すものも現われた。統一仏教会はその典型である。

5月下旬、フエの名刹リンムー寺の境内で男性の焼身死体が発見された。この原因について単な

る自殺とする当局に対し、寺側は当局の仏教弾圧に対する抗議の意思表示であるとし、見解が対立していたが、当局が住職レ・クアン・ビンを事情聴取のために拘留したことから、激昂した信者らが乗用車に放火するなどして騒ぎ、フエ市内を貫通する国道1号線の交通を数時間ストップさせるという事件に発展した。当局は警察を動員して騒ぎを鎮圧するとともに、レ・クアン・ビンら住職3人を逮捕し、11月の裁判では騒乱罪により禁固4年を宣告した。だが同派は、7月上旬、南部ブンタオ市近郊の寺の住職解任を巡っても当局と衝突するなど、他のいくつかの地域でも騒ぎを起こした。リンムー寺はかつてゴ・ジン・ジェムの仏教徒弾圧に抗議して焼身自殺をした老僧がいた寺であり、反権力志向の強い統一仏教会のいわば象徴である。1992年4月にこの宗派のフェン・クアン師が前任者の遺言に従って佛教化導院（仏教の普及活動を任務とする）の院長に就任したところ当局が遺言が偽物であることを理由に承認しないという事件があった。だが新任者、フェン・クアン師を当局が承認しなかった本当の理由は、彼が官製組織であるベトナム仏教会からの統一仏教会の独立を唱える運動の中心人物であるからだとの説もあり、同氏は8月初めから幽閉中と伝えられる。こうした経緯がフエの事件の背景にあると見られており、対立の根は深い。当局は今後同会派の動きから目を離せなくなりそうだ。

7月23日、首相は宗教活動に関する指示379号を発令し、地方政府や各級宗教委員会に対し、破壊された寺院の修復、宗教書の国内での印刷を許可すること、毎年宗教団体は活動プログラムを提出すること、国法にしたがって宗教活動を行なうことは認めるが、宗教を利用して政権に反対したり、民族团结を破ろうとする行為は厳禁することを指示した。いわばアメとムチの両方で対処する方針のようだが、宗教団体の運動には伝統と広がりがあるだけに、これをコントロールして行くのは容易ではなかろう。

●社会不正に厳罰処分 増大する一方の汚職・密輸に対し政府は手を焼いているが、1992年末に刑法を改正し、その実行者に対しては最高死刑に至るまでの厳罰主義で望む方針を打ち出した。93

年には、そうした経済犯に対する新刑法を適用した重刑判決が相次いだ。たとえば、1月にはハノイの人民裁判所で阿片の密輸者2人にそれぞれ終身刑と禁固12年が、同月ホーチミン市裁判所で輸入禁止品の密輸の主犯に終身刑、その他10人に懲役10~16年が、6月には第4区軍事法廷で武器の窃盗・販売の犯人1人に死刑、その他2人に終身刑が宣告された。

しかし年末の国会第3会期での質疑をみると、汚職・密輸・国家資金の浪費などの社会悪は減るどころか、ますます盛んになっているようで、キエト首相はこの問題について特に演説を行なわざるをえなかった。同国会でとくに激しい批判を受けたのは建設プロジェクトにおける無駄使いであり、建設省の管理するプロジェクトでは資金の損失が50%に達するのは普通であると指摘する議員もいた。また国の建設事業は徐々にマフィアのネットワークに支配されつつあるとの警告もなされている。

経済 ■■■

●マクロ経済概況 1991年後半頃を境に上昇に転じたベトナム経済は、93年もその基調を維持し、GDP成長率は7.5%（目標7~7.5%）を記録した。91~93年の平均では7.2%である。部門別でも農業生産3%（同3%）増、工業生産10~11%（同8.5~9%）増などいずれも目標を達成ないし超過達成した。対外関係でも、輸出は前年比20%増の30億ドルに達し、外国投資の契約は244件、約22億ドルで、件数・金額とも92年比40%増を記録した。一方インフレ率は92年の15%から93年には5%へと初めて1桁台に下がった。また93年には、財政面でも、税収が伸びた結果、赤字の比率がわずかながら減少した。

このように1993年の経済は全般的に順調に推移したといえる。しかし国内投資率が10%とASEAN諸国等に比べ極めて低い水準に留まっているなど、経済成長が持続する条件が整ってきたとは到底いえない。雇用面では、政府は96万人の雇用を新たに創出したとしているが、大幅な改善があったようには見えない。

●農工業生産 1993年の農業生産は3%と前年並の成長を維持した。食糧生産では、例年と同様、中部が自然災害で大幅減となったが、北部が年間を通して順調だったこと、米所の南部も冬・春米の病害の影響による不作を夏シーズン以降の豊作でカバーできることにより、目標通り2450万㌧（粗換算）を達成した。これは史上最高である。工業原作物もジュート、落花生、い草を除き、いずれも前年比増加した。

工業総生産は10~11%の増大で、セクター別では、中央管理の国営が12~14%，地方管理の国営が9~10%，非国営が7~8%の増大となっている。地方国営や非国営セクターはやや回復の兆しを見せたが、依然中央管理の国営セクターの成長率を下回っている。品目別では、石油650万㌧（前年比18%増）、磷酸54万㌧（93%増）、セメント450万㌧（21%増）、電力105億kWh（7%増）、紙（51.2%増）、陶器・ガラス（45.5%増）などとなっている。建設部門では、ここ数年資金難で抑えられてきたインフラ整備が本格的に再開され、南北縦断500kV高圧線架設、国道5号線の改修、ヤリ水力発電所、バリア発電所建設など、重点プロジェクトが進捗した。

●財政・金融 1993年には、上記のようなインフラ整備の本格的再開のほか、公務員給料の引上げなどの要因が重なり、歳出は計画を10%超過した。しかし歳入も、税収が前年比40%増（目標比20%増）という記録的な伸びを示したため、計画を16%超過したと推定されている。その結果、赤字幅は国会で定められた限度内に納まったと見られる。歳入の対GDP比は92年に17.2%であったが、93年には21.4%に上昇した。

金融では、従来専ら国営セクターへの融資を使命してきた銀行が、1993年から非国営セクター（個人、私営企業、合作社）への貸付も重視し始めた。その結果、同年の新規融資では、非国営セクターの比率が前年の7%から一気に28%へ高まった。個人農家への貸付も倍増した。しかし貸付の中味では中長期貸付の比率が増えたとはいえ、まだ融資全体の22.4%を占めるに過ぎず、生産基盤への投資よりも、当座の資金繰りのための借り入れが主になっていることを示している。

インフレの鎮静化がさらに進んだため、国家銀

行は92年の3回に続き、93年にも4月と10月の2回金利を引下げた。10月現在、預金金利（月利）は3カ月定期が一般1.4%，企業0.8%，貸付は短期2.1%，中・長期1.2%で、貸付と預金の平均金利の差は0.3%にまで縮小した。

●貿易・外国投資 1993年の貿易は輸出が30億㌦（前年比約20%増）、輸入が31億㌦（同24%増）で、往復61億㌦（同22%増）を記録し、収支はほぼ均衡したと見られる。輸出を品目別に見ると、原油9億㌦、農産物7億9000万㌦、水産物3億7000万㌦（22%増）の順で、繊製品もEC向けだけで2億5000万㌦（前年比67%増）を記録した。対日貿易は日本側の輸入1186億5800万円（前年比0.5%増）、輸出706億7100万円（同13.4%）で、ベトナムの輸出は伸び止まり傾向を示し、通年では従来どおり出超を記録したもの、その幅は93年に入って月を追うごとに縮小し、12月は遂に入超となった。

1993年の外国投資は契約ベースで244件、22億㌦、前年比それぞれ40%増で、これまでの契約累計は836件、75億㌦となった。1件当たりの平均投資額も88~90年の350万㌦、91~92年750万㌦が93年には990万㌦と着実に増大している。対象分野別構成では、初期の石油、ホテルに代わり、製造業の比重がようやく高まってきた。しかし投資実行率は30%弱と依然低い。これは、事務手続きで時間がかかることや、投資家が契約をしたものの、インフラ未整備など実施を遅らせせざるを得ない事情があることを示している。投資国・地域別では、初期には欧米企業の比重が大きかったが、近隣のアジア諸国、なかでもアジアNIEs（台湾、香港、シンガポール、韓国）の活躍がとくに目だつ。アジアNIEsは輸出加工区の建設を手がけるなど、生産基地、輸出基地としてベトナムを位置づけるようになってきた点が注目される。その輸出加工区は四つの建設が進行中で、最も先行しているホーチミン市のタントアン輸出加工区の場合、8件の契約が成立済みで、その中にはすでに輸出を開始した企業もある。なお93年にベトナムは諸外国と17の投資保護協定を締結した。

●国際金融機関が援助再開 7月初めにクリントン米大統領が、国際金融機関の対越融資に反対

しないとの態度を表明した。用意万端整えていたIMF、世界銀行、アジア開発銀行など国際金融機関は直ちにこれに反応し、9月末から10月初めにかけ一斉に対越融資再開を決定した。すなわち、ベトナムのIMFに対する延滞債務1億4000万ドルについては、9月27日にワシントンで開かれたベトナム支援国グループの正式会合で仏、日本、オーストラリア、カナダなどの政府による5500万ドルの無償援助とBFCEなど17商業銀行の8500万ドルのブリッジ・ローンで返済することが決まった。そして10月5日にそれが実行されたのを受け、翌6日、IMF理事会は、総額2億2300万ドル（1億5708万SDR）の融資を承認した。その内訳は1700万ドルが体制移行融資、残りがスタンダバイ融資である。これより早く4日には、世界銀行が道路修復・拡張（1億5850万ドル）および小学校教育（7000万ドル）に関する融資契約に調印している。またアジア開銀も10月には紅河の洪水防止（7650万ドル）、11月にはホーチミン市・ニャチャン間国道の修復（1億2000万ドル）、ホーチミン市の水道・衛生システムの修復（6500万ドル）の3プロジェクトに対する融資を決定した。以上3機関の融資約束額は合計で8億ドル以上に達する。

さらに11月には、これら機関や日・仏・オーストラリアなどの援助国代表がパリで一堂に会し、ベトナム支援の規模と方向について協議した。その結果、上記の3機関による援助を含め1993～94年に総額18億6000万ドルという、ベトナム政府の予想よりもはるかに多額の援助の供与が約束されたのである。これによりベトナムは当面の経済開発、とくにインフラの整備に必要な資金確保のめどが一気に立つことになった。その上、年末のパリ・クラブ（債権国会議）の会合で93年末までに返済期限のくるベトナムの公的債務8億ドルの50%削減、残り50%のリスクが決まった。これも思わず福音であった。

◎難航する企業改革 経済改革の核心である国営企業改革の面では、「政府事業体の設立・解体」に関する決定（1991年政令388号）に基づく各企業の設立・解体作業がようやく軌道に乗り始めた。その方法は、各企業を資産、取引高、重要性の観点から審査し、基準に達していれば、再登録を認め、そうでなければ解体させるというものである。93年初から、こうして再登録を済ませた国営企業の

概要が次々と新聞に公示され、資本金、事業内容、社長名、所在地などが国民の前に初めて明らかにされるようになったのである。同時に国営企業の整理・解体も進み、92年初めに9200単位以上を数えたものが、93年半ばには6544単位にまで減少した。しかし整理・解体されたのは、ほとんどが省・県など地方が管理する小規模企業である。

なお年末の国会で激しい討議の末、破産法がようやく採択された。それによると、担保を有しないあるいは部分的な担保しか有さない債権者は、期限がきた債権の返済を請求後30日経っても返済されない場合、その企業の所在地の裁判所に破産の宣告を要求する権利を有する（第7条）。裁判官は、企業主が和解計画および経営再建方法を持たない場合、債権者会議に出席しない場合、債権者会議が和解計画および経営再建方法を承認しない場合、経営再建の期限が過ぎても効率的な経営が行なわれず、債権者が破産を要求した場合等に破産を宣言する（第36条）などとなっている。

一方1992年から始まった株式化の実験では、対象に選ばれた19企業のうち大半が幹部や労働者など内部からの反対で脱落し、わずかに年末までにホーチミン市の冷凍機械企業と輸送企業連合の2社が株式を売却して株式会社に転換したに留まった。しかも前者の場合を見ると、株式取得の割合は労働者50%、国家20%で、第三者はわずか30%にすぎない。

◎1994年の展望 1993年12月の国会で採択された94年の計画目標はGDP成長率8%，農業成長率4%，工業成長率11%，輸出増加率は20%等である。またインフレ率は10%以下に抑えるとしている。これらの数値は93年の実績とほとんど同じであるが、94年には、以下のような明るい材料があるので、GDP成長率、工業生産、輸出などの目標は達成可能と思われる。

まず第1に国際金融機関の援助が本格化することに加え、アメリカの経済封鎖が解除される見通しであり、多額の資金の流入が見込まれることである。第2に南北縦断500kV送電線の完成、輸出加工区の部分的稼働などが予定されており、生産基盤の拡大が期待されることである。第3にASEAN諸国、中国など周辺諸国の経済は1994年も

好調を持続する見通しで、ベトナムも輸出・投資などの面でその恩恵に与ることが期待できることである。

次に1994年度予算について見ると（予算の数字が公表されたのは今回が初めて），歳入は38兆6600億ドン（93年比29%増），歳出は48兆2700億ドン（同26%増），赤字は7兆8500億ドンで対GDP比は5.2%（93年は5.4%）と予測している。歳出の伸びが目立つのは，防衛（49%増），治安（63%増），教育（33%増），保健（31%増）などの項目である。一方資本支出は15%増で，歳出全体の伸び率の半分の伸びに抑えることが予定されている。

このように1994年はベトナム経済にとって近年になく好条件が揃い，経済活動は拡大しそうだが，懸念材料もある。最も心配されるのはインフレの再燃だ。国外からの多額の援助資金の流入はマネー・サプライを急増させるし，インフラ整備の本格化はセメント，鋼材など基本資材の高騰を招く恐れがある。不動産の高騰も必至の情勢であり，インフレ率を1桁台に抑えるという目標の達成は容易ではあるまい。政府には慎重な金融・財政政策の舵取りが求められよう。

雇用面も楽観できない。外資の進出増加やインフラ整備は若干の雇用を創出するであろうが，他方国営企業の整理などで失業者が新たに発生するほか，ベトナム戦争後生まれた団塊の世代が労働力市場に参入し始めつつあるからだ。

外交 ■ ■

○カンボジア情勢に重大関心 カンボジアでは5月の総選挙が近づくにつれ，クメール・ルージュによると見られるベトナム系住民に対する集団テロが一段と激化した。中でも3月10日のシエムリエップ近郊におけるベトナム系漁民に対する襲撃は，犠牲者が33人にも達する惨事となり，ベトナム系住民社会を大恐慌に落し入れた。そしてこの事件を契機にベトナム系漁民のカンボジアからの集団脱出が始まったのである。彼らはメコン河を船で下り，ベトナム領へ逃れようとしたが，ベトナムは国境でこれを阻止し，カンボジア領へ追い返すという強硬手段に出た。その理由としては，カンボジア難民の受け入れが経済負担となり，新

たな社会問題の要因になる恐れがあること，ベトナム政府はカンボジアに居住するベトナム系住民は，カンボジアで生まれ，育ったのであるからカンボジア人であるとの立場をとっていること（ちなみにクメール・ルージュはベトナムがカンボジアを支配するために組織的に人口を送り込んでいると主張している），などがあったと見られる。その結果，ベトナム系漁民はメコン河上を漂流するまま置きざりにされることになったが，その数は8月には2万5000人に達した。

このように，カンボジアの情勢はベトナムに直接的な影響を与えるため，指導部はその推移に重大な関心を抱かざるをえなかった。それにもかかわらず全体としてベトナムの対応は冷静であったといえよう。その理由は国連暫定統治機構(UNTAC)がクメール・ルージュの主張にくみせず，ベトナムがパリ協定を遵守しているとの判断を崩さなかつたからである。UNTACが確認した残留ベトナム兵は3月1日発表の3人，同9日発表の5人の合計8人だけであった。4月に明石特別代表を伴って来訪したガリ国連事務総長も，ベトナム首脳との会談では，カンボジア在留ベトナム兵の問題は些細な問題であるとして取り上げなかつた。

5月末に実施された肝心の総選挙では，ラナリット派のFUNCINPECが45.47%の得票率を獲得したのに対し，プロンペン政権の人民党は得票率38.22%に留まり，予想外の敗北を喫した。これで国際的な経済制裁を受けつつ，同政権を支援してきたベトナムの面子はまる潰れとなつた。だが他方90%という投票率の高さは，選挙をボイコットしたクメール・ルージュの孤立化を浮き彫りにしたことになり，ベトナムの指導部を安堵させた。これまでのベトナムの主張・行動からすれば，人民党が議席の過半数を制し，親ベトナム的政権がカンボジアに樹立される条件が満たされること，出来れば憲法制定に必要な総議席数の3分の2を単独で確保すること，が望ましい。しかしそうなれば，FUNCINPECが政権参加を拒否するから，不安定な政情が続くことは必至であり，また政権が国際的な信認を受けるのも難しい。とすれば選挙結果はむしろベトナムにとっても満足のいくものであったといえるのではなかろうか。

ベトナム政府は，6月3日，「総選挙は比較的平

穏な、秩序ある雰囲気の中で実施された。……ベトナム政府は制憲国会が選出するカンボジアの新政府を承認する用意がある」との外務省声明(「参考資料」④)を発表した。そして、選挙結果に不満な親ベトナム派のチャクラポン殿下が自治区設立に失敗してベトナム領に逃れると、これを追い返してしまった。そして8月23日には、ラナリット、フンセン暫定政府共同首相を招き、今後両国で友好的な関係を樹立して行くことを確認し合った。しかし両国間には、民族問題、国境問題など懸案事項があり、今後安定的な国家関係を樹立するには、これらの問題で現実的な解決策を見いだして行かなければなるまい。

新生国家と新しい国家関係を構築することになったカンボジアとの場合と異なり、ラオスとの間では党と党の関係を基礎にした国家関係が依然継続している。しかし1992年11月に、ラオスの最高指導者で、親ベトナム派のカイソン書記長が死去したため、やはり後任新指導部との間で意思統一の必要が出てきている。3月のカムブイ副首相らラオス政府代表団来訪、4月のカムダイ党委員長兼首相ら党・政府代表団来訪、7月のカム外相の訪問、11月のAIN国家主席の訪問など、両国間で要人・代表団の交流が例年にも増して活発に行なわれたのは、そのためであろう。

●アジア外交で着実な成果 近年、ベトナム外交におけるアジアの比重は着実に高まりつつある。なかでもASEAN加盟が当面の最大の外交課題となっている。この面では、ベトナムは1992年7月に、その前提条件ともいえる「東南アジア友好・協力条約」への加盟を果たした。そして93年7月にシンガポールで開催の第26回外相会議では初めてオブザーバー参加を認められた。この会議では新たな地域協力組織として、「ASEAN地域フォーラム」の新設が決まったが、ベトナムは中国、アメリカ、ロシアとともにそのメンバーとして迎えられることになった。またベトナムは科学技術、環境、医療、文化・情報の分野におけるプログラムに参加することも認められた。

1993年の対ASEAN外交でもう一つ特筆すべきことは、ド・ムオイ書記長のシンガポールとタイ公式訪問(10月)である。ASEANはもともとインド

シナの社会主义諸国との同盟と対決してきた組織であり、メンバー国はいずれも反共を国是としている。とりわけシンガポールとタイはその傾向が強く、これまで反ベトナムの急先鋒であった。その両国へのベトナム共産党トップの公式訪問は、社会主义イデオロギーがもはやASEAN諸国にとって脅威である時代が過去のものになったことを意味する。タイのチュアン首相はド・ムオイ書記長に対し、ベトナムのASEAN加盟を希望すると、前向きな見解を述べた。書記長の外遊に同行したカム外相はASEAN加盟の見通しについて、「1~2ヶ月ということはないが、そう遠いことでもない」と記者会見で説明しており、確かな感触をつかんだようである。だがベトナムは、経済面ではASEAN諸国より一段低いレベルにあるうえ、制度の整備も遅れており、同連合に加入できるような状況にはとてもない。

一方1992年までにASEAN 6カ国訪問を果たしたキエト首相は、93年にはさらに足をその先に延ばし、日本(3月)、韓国(5月)、ニュージーランド、オーストラリア(5月下旬)を訪問し、それぞれ首脳会談をもった。これらの諸国とは、取り立てて懸案事項はなく、首脳会談では、経済関係の強化・拡大が最大の議題となった。

なかでも訪日は西側先進国への訪問としては最初のものであり、すでに最大の援助国となった日本を重視したものといえよう。会談では宮沢首相が、ドイモイ政策の支持を表明し、本格的なプロジェクト円借款実施のための調査団を派遣すると伝えた。これに対しキエト首相は、日本企業による民間投資の拡大の必要性を訴えた。

●対中関係も緊張緩和 領土・領海問題を巡って緊張関係が解消していない中国との関係では、5月初めに、中国の石油探査船がベトナム大陸棚の第6区と第12区を「侵犯」するなどベトナムにとって挑発行為と受け取れる事件があった。ベトナムも南沙群島の実効支配している島々に政府調査団を派遣したり、燈台を建てるなど、実績作りに励んだ。

しかし両国の中では関係悪化を防ぐための話し合いも同時に進展し、全体として関係は改善の方向に向かったといえよう。

1992年12月の李鵬首相の来訪時に合意した、領土・領海問題に関する第1回次官級協議は8月下旬からブーコアン・ベトナム、唐家璇・中国両外務次官が出席して北京で開催され、基本原則で合意に達した。そして10月、この合意の正式文書「越中間の国境・領土問題解決の基本原則に関する合意」がハノイで調印された。それによると、合意事項は以下の通り。(1)双方は陸上・海上の領土・領海問題の解決のため速やかに会談する。(2)この問題の解決に当たっては現実から出発し、当面陸地とトンキン湾の問題解決に努力を集中する。(3)南シナ海の問題については基本的な、長期的な解決に達するため引き続き協議する。(4)協議の間、紛争を複雑にするような活動は控え、武力を用いたり、武力で威嚇することはしない。

この合意は真っ向から対立する南シナ海の領有権問題を棚上げし、陸上の国境問題、トンキン湾の線引き問題の解決を急ぐことを狙いとしたものである。陸上の国境問題の解決は緊張緩和と友好関係の構築の前提であるが、これを解決しないと国境を通る鉄道が開通しないという事情もある。一方トンキン湾の国境確定はベトナムにとって北部のハイフォン、カムファ港を基地とする海上貿易ルートの安全確保のためにも緊急を要するのである。11月9日、アイン国家主席が訪中し、江沢民国家主席と会談したが、そこでは国境・領土問題の解決に関する基本原則の合意を高く評価し、速やかに協定に達するよう努力することで一致した。しかしこれらの問題でも双方の主張の間の隔たりは大きく、交渉は長引くことが予想される。

●アメリカの経済制裁解除近づく 1月に就任したクリントン大統領は、ベトナム戦争中の徴兵拒否という経験があり、対ベトナム政策では積極的な動きには出られないのではないか、という見方が一部にあった。ベトナム指導部もアメリカの政権交代について過大な期待を寄せるということはなかった。確かにクリントン政権の動きは当初鈍かった。しかし4月に、ブッシュ大統領の特使を務め、行方不明米兵(MIA)問題の交渉の立て役者であるベッシーを大統領特使としてクイン・アジア太平洋担当国務次官補らとともにハノイへ派遣してから、クリントン政権の対ベトナム政策は軌

道に乗り始めた。そして7月2日には「大統領の対越政策についての声明」の発表となったのである。そのポイントは(1)IMFへの債務返済のための他国の努力に対する反対を取り下げる。すなわち国際金融機関による融資再開を認める。しかし経済制裁解除など、それ以上の関係改善は戦争捕虜(POW)・MIA問題におけるベトナム側の努力にかかっている。(2)POW・MIA問題調査の進展を調べるために高級代表団を派遣する、となっている。IMF、世界銀行など国際金融機関の融資再開は1978年から数え約15年ぶりであり、ベトナムにとっては待望久しいビッグ・ニュースであった。ベトナム政府がこれを歓迎したのはいうまでもない。

一方、クリントン大統領が約束した高級調査団は7月15日から18日まで滞在した。そのメンバーはロード東アジア・太平洋担当国務次官補、ゴーバ退役軍人省副長官など主要政府機関の高官22人よりなり、これまでベトナムが受け入れたもっともハイ・クラスの代表団といえる。ベトナム指導部はこの点を評価し、アメリカ側が提示した3人の外交官のハノイ駐在要求を受け入れるなど、代表団の滞在中協力的態度に終始した。またMIA捜査に全力をつくすとの主旨のアイン国家主席のクリントン大統領宛書簡を代表団に託した。

さらに12月13日には、ロード東アジア・太平洋担当国務次官補が再度来訪し、ニエン外務次官らと会談した。その際、アメリカ側は難民の再定着に200万ドル、中部の台風罹災地域に2万5000ドル、そしてマイクロ・フィルム解読機の寄贈を行なった。こうしてクリントン新政権との関係は実績づくりが進んだ。

かくて年末頃には、アメリカの経済制裁の完全解除は時間の問題との観測がワシントン、ハノイの両方から流れようになつたのである。

●ミッテラン・仏大統領が来訪 対欧関係では、2月上旬のミッテラン・仏大統領来訪が最大の成果であった。ミッテラン大統領は2月9日から11日までデュマ外相、マルビー蔵相、ボーゼル司法相など主要閣僚および財界代表らよりなる大代表団を伴い来訪した。そしてド・ムオイ書記長、アイン国家主席らと会談したほか、第1次インドシナ戦争でベトナム人民軍の勝利を決定づけた古戦

場、ディエンビエンフーの訪問を果たした。コミュニケによると、この機会に両国間で二重課税防止協定、司法・裁判協定、ハノイに仏極東学院事務所を設立することに関する合意書など六つの文書が調印された。

フランスにとってミッテラン大統領の訪越の最大のねらいは、植民地統治時代に培われた影響力を呼び戻して、出遅れているアジア市場への経済再進出の足がかりを築くことであった。一方ベトナムにとってフランスの元首の公式来訪は、植民地時代を含め初めての画期的なことであり、それだけベトナムの国際的地位が向上したことと意味する。ベトナムはフランスの積極的なイニシアチブで、IMFへの債務返済のためのブリッジ・ローンを獲得したほか、年末のパリ・クラブ会議で公的債務の半減という思いがけない成果を獲得することができたのである。

なお対欧関係では、このほか5月のドイツ外相来訪、6月下旬から7月初めにかけてのキエト首相ほか政府代表団のフランス、ドイツ、イギリス、北アイルランド、ベルギー、EC委員会歴訪などがあった。

●中東・ラ米外交でも新局面 1993年の外交のもう一つの特徴は、7月のアラファト議長ほかパレスチナ高級代表団来訪、10月のマイ次官ほか外務省代表団のブラジル、アルゼンチン、チリ歴訪、グエン・カーン副首相のイエメン、クウェート歴訪など、従来関係の薄かった地域でも積極的な外交を展開したことである。そしてイスラエル(7月)、アラブ首長国連邦(8月)、ウルグアイ(8月)、南アフリカ(12月)など18カ国と新たに国交を樹立した。その一方で、7月にはキエト首相ほか党・政府代表団が西欧諸国歴訪の帰途キューバを訪問するなど、数少なくなった社会主義友好国との関係維持にも努めた。

このように1993年はベトナムの全方位外交が成果を上げた年であった。94年には早い時期にアメリカの経済制裁が解除される見通しであり、同国との国交正常化が、いよいよ外交日程にのぼることになろう。しかしそれにはMIA問題におけるもう一歩の進展が前提になると見られるので、94年の実現は難しそうだ。

(動向分析部研究主幹)

重要日誌 ベトナム 1993年

[1月] 2日 ▶刑事訴訟法（修正・補足）、刑法（修正・補足）、
外国投資法（修正・補足）公布。

4日 ▶共産党4中総会開催。教育・養成、今後の文化・文芸の任務、現在の状況のもとでの人民の保健に関する緊急問題、人口政策と家族計画、新情勢での青年工作についてそれぞれ決議。

5日 ▶キエト首相、公的資金の節約、乱費防止について指示。

6日 ▶ホーチミン市のリンチュン輸出加工区建設認可。

7日 ▶グアテマラと国交樹立。

8日 ▶ハノイ郊外サイドン高級技術工業区の建設着工。

13日 ▶パリで化学兵器全面・徹底の禁止条約に調印。

20日 ▶重大な密輸事件の主犯に終身刑、共犯2人に懲役16年、2人に11~14年の判決。

27日 ▶政府、売春防止・取締り、麻薬常用防止・取締りの措置を決定。

29日 ▶ベトナムにおける外国人出入国、滞在、往来規則を改訂。外国人の国内移動を原則自由化。

[2月] 1日 ▶バチカン法王庁代表団來訪。

4日 ▶第1回越日合同経済会議。

8日 ▶カタールと外交関係樹立。

9日 ▶ミッテラン仏大統領來訪。

11日 ▶ムルダニ国防・治安相ほかインドネシア高級軍事代表団來訪。

14日 ▶領土・領海に関する越・中専門家第2回協議。

17日 ▶シリントン・タイ王女來訪。

22日 ▶党中央文化・思想委員会、全国教宣工作会议を開催。

[3月] 2日 ▶2万ドレ、5万ドレ紙幣発行。

9日 ▶国会常務委員会、輸出入税の税率改正。

16日 ▶カム外相、SNC議長とUNTAC代表に書簡を送りクメール・ルージュによる越僑殺害防止を要求。

▶ホーチミン市、税や土地使用権の移転の場合の登記料を定めるため土地価格表を公布。

24日 ▶キエト首相訪日。

[4月] 1日 ▶カムタイ党委員長兼首相ほかラオス党・政府代表団來訪。

2日 ▶キンケン・ドイツ外相來訪。投資奨励保護協定、専門家派遣についての協定調印。

5日 ▶Vu Khoan外務次官、首相特使としてカンボジア訪問。明石UNTAC事務局長、シアヌークにベトナム系住民の保護を求める書簡を手渡す。

6日 ▶チャン・ドゥック・ルオン副首相ほか政府代表団チュオンサ群島を視察。

11日 ▶ガリ国連事務総長來訪。

16日 ▶政府、投資法施行細則を公布（91年2月6日の規則に代わる）。

18日 ▶ベッキー米大統領特使、クイン・アジア太平洋担当国務次官補ら來訪。

20日 ▶金利引き下げ、居住者の預金は普通が月1%から0.8%へ、定期は2%から1.7%へ。

22日 ▶カムフイ副首相ほかラオス経済代表団來訪。

24日 ▶第1回全国興農会議開催。

26日 ▶人民評議会に関する第5回全国会議開催。

[5月] 3日 ▶ベトナム商工会議所代表団、訪米。

12日 ▶政府、「国境委員会」の設置を決定。

13日 ▶キエト首相、韓国訪問。

14日 ▶フィジーと外交関係樹立。

16日 ▶秦基偉・国防相ほか中国軍事代表団來訪。

21日 ▶フエのティエン・ムー寺で焼身自殺発生。

24日 ▶ティエン・ムー寺における焼身自殺に関する取調に抗議して僧侶らが騒ぐ。

▶キエト首相、ニュージーランド、オーストラリア訪問。

27日 ▶越僑の投資奨励規定公布。利潤税を20%削減、利潤送金の税率を5%とする。

[6月] 2日 ▶ドアン・クエ国防相ほか軍事代表団、インドネシア訪問。

3日 ▶共産党4中総会開催。農村の経済社会の刷新と発展の継続に関する決議採択、12月に党の全国代表会議の招集を決定。

▶外務省、ベトナムは制憲国会が選出したカンボジアの政府を承認すると声明。

4日 ▶マレーシアとの石油・ガス探査・採掘に関する合意書（92年6月5日調印）、批准の覚書き交換。

12日 ▶政府、直属の青年委員会設立を決定。

16日 ▶第9期国会第3会期開催。

▶レ・マイ外務次官、世界人権会議で「人権保護は何よりも当該国の責任に帰する」と声明。

23日 ▶キエト首相ほか政府代表団、フランス、ドイツ、英国、北アイルランド、ベルギー、EC委員会歴訪へ。

25日 ▶第4区軍事法廷、武器の窃盗・不法販売の罪で1人に死刑、2人に終身刑を宣告。

[7月] 2日 ▶米大統領府、対越政策についての声明を発表——IMFへの債務返済のための他国への努力に対する反対を取り下げる、戦争捕虜（POW）・行方不明米兵（MIA）調査の進展を点検するため高級代表団を派遣する。

6日 ▶キエト首相ほか党政府代表団、キューバ訪問。

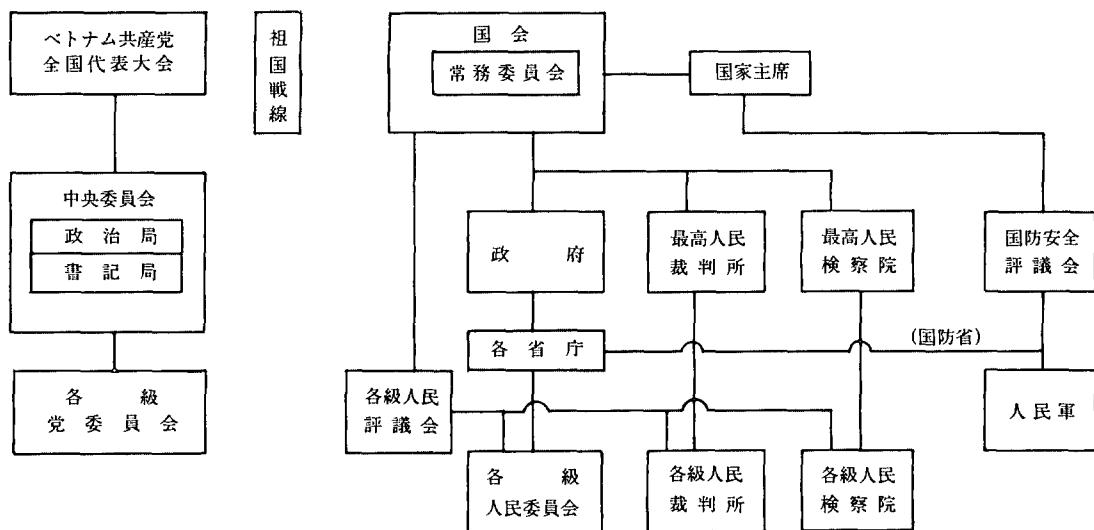
8日 ▶ホーチミン市人民裁判所、人民政權打倒活動について再審判決。「自由の論壇」の主筆Doan Viet Hoatに禁固15年、Nguyen Van Thuanに8年。

- 12日** ▶イスラエルとの国交樹立に関する共同声明調印。党政治局、「新しい状況における婦人運動工作の刷新と強化に関する決定」を出す。
- 15日** ▶ロード国務次官補、ゴーバー退役軍人省副長官ら米政府高級代表団来訪。
- 19日** ▶輸出入税（修正・補足）法、利潤税（修正・補足）法、営業税（修正・補足）法、特別消費税（修正・補足）法、出版法、石油・ガス法公布。
- 23日** ▶首相、宗教活動についての指示を通達。
- ▶カム外相、シンガポールにおける第26回ASEAN外相会議にオブザーバー参加。
- 24日** ▶土地法、農地使用税法公布。
- 29日** ▶ホーチミン市に日本の総領事館開設。
- 30日** ▶アラファト議長ほかパレスチナ代表団来訪。
- [8月] 1日** ▶アラブ首長国連邦と国交樹立に関する共同声明に調印。
- 4日** ▶ホーチミン市人民裁判所、タンソンニヤット空港税関で発生した密輸・賄賂事件の主犯に終身刑を宣告。
- 5日** ▶政府、カントでメコン・デルタ各省の人民委員会委員長と1994-95年の経済社会発展計画、5中総決議の実施について協議。
- 7日** ▶ベトナムMIA機関、引き続きMIAの捜査に協力するよう国民にアピール。
- ▶在プノンペン大使館、SNC、UNTAC、カンボジア外務・国際協力省に対し覚書、クメール・ルージュによるベトナム系カンボジア人の虐殺に対し注意を喚起。
- 9日** ▶政府、ホーチミン市・ナムボ東部各省の人民委員会委員長と1994-95年の経済社会発展計画、5中総決議の実施について協議。
- ▶ベトナム、ラオス、米国代表がハワイでMIA問題の解決を協議。
- 11日** ▶ウルグアイと外交関係樹立。
- 23日** ▶ラナリット、フンセン・カンボジア暫定政府共同首相、公式訪問。
- ▶中国と国境・領土問題について交渉を開始。
- 30日** ▶マニラでベトナム、カンボジア、ラオス等6カ国よりなる地域の経済協力に関する会議開幕。
- [9月] 1日** ▶国家主席、独立記念特赦を決定。
- 2日** ▶ハノイ・ラオカイ間鉄道が14年ぶりに開通。
- 13日** ▶クリントン米大統領、国際金融機関の援助プロジェクトへの米企業の参加を認める、と言明。
- 22日** ▶パリでBFCEなど17商業銀行、ベトナムに対する8500万ドルのブリッジ・ローン協定に調印。
- 27日** ▶ワシントンでベトナム支援国グループが正式会合。
- [10月] 1日** ▶金利引き下げ。中長期貨付は月1.2%へ。
- 4日** ▶ド・ムオイ書記長、シンガポール訪問。

- ▶IMF理事会、ベトナムの債務返済・貸付けプログラムについて協議。5日、ベトナムが日本・フランス等の無償援助と商業銀行の貸付けで1億4000万ドルを返済。6日、IMFが2億2300万ドルの融資を決定。
- ▶道路建設（1億5850万ドル）と小学校教育（7000万ドル）についての世界銀行との融資協定に調印。
- ▶カイ副首相、ワシントンでクリストファー米国務長官と会見。
- 5日** ▶ド・ムオイ書記長、シンガポール公式訪問。
- ▶首相、経済改革・行政改革諮問専門家グループ（改革諮問組）の設立決定。
- 6日** ▶カイ副首相、国連第48回総会で演説。
- 15日** ▶ド・ムオイ書記長、タイ公式訪問。
- 19日** ▶中国と「国境・領土問題の解決に関する基本原則についての合意書」に調印。
- 20日** ▶マイ次官ほか外務省代表団、ブラジル、アルゼンチン、チリ歴訪。
- 26日** ▶住友商事など国際企業連合、ダイフンで日量6640㎘の出油を確認、と発表。
- 27日** ▶カム外相、ロシア公式訪問。
- 29日** ▶第1回ベトナム合作社評議会代表大会。
- [11月] 1日** ▶アイン国家主席、ラオス公式訪問。
- 4日** ▶ヤリ水力発電所起工式。
- 9日** ▶アイン国家主席訪中。江沢民国家主席と会談。
- ▶パリでベトナム支援国会議開催。ベトナムは94年末までに18.6億ドルの援助を受ける。
- 10日** ▶第7回ベトナム労働同盟大会開催。
- 15日** ▶トアチェン・フエ人民裁判所、5月24日のフエにおける騒乱事件で3人に懲役4年、2人に懲役3年、その他4人に懲役6ヶ月～2年を宣告。
- 18日** ▶第2回ベトナム農民会大会開催。
- 24日** ▶共産党6中総会開催。全国代表者会議（94年1月開催予定）の内容を準備。
- 29日** ▶二つの国営事業体が株式会社に移行。
- 30日** ▶政府、BOT方式による投資奨励規則を制定。
- [12月] 3日** ▶NGOの事務所設立に関する規定制定。
- 6日** ▶第9期国会第4会期開催。27日、「環境法」採択、30日、「破産法」、「節約実行、乱費・汚職・密輸防止に関する決議」採択。
- 9日** ▶東京でインドシナ発展支援フォーラム準備会開催。22カ国・機関とECが参加。
- 13日** ▶パリ・クラブ、ベトナムの債務軽減を協議。多くの国が延滞債務の50%の削減を表明。
- ▶ロード米国務次官補来訪。
- 15日** ▶ベトナム社会主義共和国の在外国代表機関に関する法令公布。
- 22日** ▶南アと国交樹立。

参考資料 ベトナム 1993年

■ 国家機構図



■ ベトナム共産党指導部 (1993年12月31日現在)

政治局

Do Muoi	書記長
Le Duc Anh	国家主席
Vo Van Kiet	首相
Dao Duy Tung	書記
Doan Khue	国防相
Vu Oanh	党經濟部長
Le Phuoc Tho	書記
Phan Van Khai	副首相
Bui Thien Ngo	内相
Nong Duc Manh	国会議長
Pham The Duyet	ハノイ市党書記
Nguyen Duc Binh	書記
Vo Tran Chi	ホーチミン市党書記
(以下は1994年1月20日の党全国代表会議で補充)	
Le Kha Phieu	人民軍総政治局長
Nguyen Manh Cam	外相
Do Quang Thang	党中央検査委員長
Nguyen Ha Phan	党中央經濟委員長 兼国会副議長
Do Muoi	書記局

Le Duc Anh

Dao Duy Tung

Le Phuoc Tho

Nguyen Ha Phan

Hong Ha

Nhuyen Dinh Tu

Truong My Hoa

Do Quang Thang

Nguyen Duc Binh

Le Kha Phieu

■ 国家機関要人名簿 (1993年12月31日)

国家主席	Le Duc Anh
国会議長	Nong Duc Manh
最高人民裁判所長官	Pham Hung
最高人民検察院院長	Le Thanh Dao
国会常務委員会	
国家主席	Le Duc Anh
国会議長	Nong Duc Manh
最高人民裁判所長官	Pham Hung
最高人民検察院院長	Le Thanh Dao
外相	Nguyen Ha Phan
党中央検査委員長	Phung Van Tuu
党中央經濟委員長	Tran Thi Tam Dan
兼国会副議長	Mai Thuc Lan
人民軍総政治局長	Hoang Bich Son
書記局	Nguyen Thi Than
書記	Ha Manh Tri

内閣

首相	Vo Van Kiet
副首相	Phan Van Khai
	Nguyen Khanh
	Tran Duc Luong
国防相	Doan Khue
内務相	Bui Thien Ngo
外務相	Nguyen Manh Cam
法務相	Nguyen Dinh Loc
財務相	Ho Te
商業相	Le Van Triet
科学・技術・環境相	Dang Huu
労働・傷病兵・社会問題相	Tran Dinh Hoan
交通・運輸相	Bui Danh Luu
建設相	Ngo Xuan Loc
重工業相	Tran Lum
軽工業相	Dang Vu Chu
エネルギー相	Thai Phung Ne
農業・食品工業相	Nguyen Cong Tan
水利相	Nguyen Canh Dinh
水産相	Nguyen Tan Trinh
文化・情報相	Tran Hoan
教育・訓練相	Tran Hong Quan
保健相	Nguyen Trong Nhan
大臣、国家計画委員会委員長	
	Do Quoc Sam
大臣、民族・山地委員会委員長	
	Hoan Duc Nghi
大臣、国家協力投資委員会委員長	
	Dau Ngoc Xuan
国家監査院院長	Nguyen Ky Cam
国家銀行総裁	Cao Sy Kiem
大臣、政府組織・幹部委員会委員長	
	Phan Ngoc Tuong
大臣、政府官房長官	Le Xuan Trinh
大臣、人口・家族計画担当	May Ky
大臣、児童保護・育成担当	Tran Thi Thanh Thanh
大臣、青年・スポーツ担当	Ha Quang Du
大臣、政府の若干の工作担当	
	Phan Van Tiem

4 カンボジア総選挙に関する外務省声明

カンボジア紛争の全面的な政治解決に関するパリ協定に基づき、国連が実施・監視するカンボジア憲制国会の総選挙は、1993年5月23日から28日まで実施された。総選挙は比較的平穏な、秩序ある雰囲気の中で実施された。

民主カンボジア側が故意に反対し、破壊を企てたにもかかわらず、選挙民の90%近くが投票した。このことは、カンボジア人民が、長年の戦争の後、速やかに平和、安定、民族和解を達成し、繁栄する国家を建設し、幸福な生活を送ることを切に希望していることを明確に示している。今回の総選挙の順調な展開はまた、国連およびパリ協定の調印国のカンボジア和平進展の推進における決意と大きな努力を表わしている。

カンボジアの隣国として、またパリ協定の調印国として、ベトナム政府・人民はこの総選挙を注視しているし、それがカンボジア人民による平和、独立、中立、非同盟で、全ての国と友好的な国家建設に有利な条件を作るよう、世界の一般世論とともに希望する。

ベトナム政府・人民はもう一度、国際社会およびカンボジアに関わりを持つ全ての国に対し、カンボジアがカンボジア人民の利益および域内の全ての国の利益になるよう速やかに平和と安定を達成することに引き続き寄与するよう呼びかける。

この機会を利用し、ベトナム社会主義共和国は、自己の最重要政策がパリ協定を厳正に履行し、カンボジア人民の独立、主権、そして民族自決権を徹底的に尊重することであることを再確認する。ベトナムの政府・人民は、平和共存、内政不干渉、両国の利益、東南アジアおよび全世界の平和と安定に有益な相互協力を原則に、カンボジアと善隣友好関係を維持・発展させることを希望する。ベトナム社会主義共和国政府は、制憲国会が選出するカンボジアの新政府を承認する用意があり、1992年1月のベトナム・カンボジア共同声明の精神に則って友好・協力関係を強化・拡大させることを希望する。

(Nhan Dan, 1993年6月4日)

5 共産党第7期中央委員会第4回会議に関するコミュニケ

第7期中央委員会第4回会議は1993年1月4日から14日までハノイで開催された。会議は教育・訓練、当面の文化・文芸工作、今日の情勢下における人民の健康管理・保護に関する緊急問題、人口と家族計画政策、新情勢下の青年工作について討論し、それぞれ決議を採択した。

ド・ムオイ書記長が、「人民を豊かに、国家を強力に、社会を文明的にするために、人的要素に関心をもち、それを養成し、力を發揮させる」ことに関し重要な報告を行なった。

第4回会議の各決議は、知性の面で高度に発達し、体质の面では強杜で、精神面が豊かで、道徳面では清廉な人間を創出するために、今後上記の各工作面に関する現状を評価し、原因を分析し、方向、目標、主要な措置を

定めた。かかる品格を備えた人間は、祖国の建設・防衛事業の推進力となる。

中央委員会第4回会議の各決議は、党第7回大会の目標、任務の実現において極めて重要な意義をもち、人民、とくに若い世代が21世紀に向かって着実に歩む準備をするのに寄与するであろう。中央委員会は、全党、全民、全軍の能力をもってすれば、中央委員会の決議が必ずや勝利のうちに実現されるであろうと信じる。

(*Nhan Dan*, 1993年1月16日)

■ 共産党第7期中央委員会第5回会議に関するコミュニケ

1. 会議は「農村の経済・社会発展の刷新継続と発展」について討論し、決議を行なった。会議は農民、農業、農村の問題が常に戦略的問題であり、あらゆる時期におけるわが国革命において大きな意義を有する、ということを確認した。わが党が主唱し、指導する刷新事業もまた農業を突破口としたものであるが、全国の経済・社会のますます同時性を帯びつつある刷新力と結合することにより、わが国の農業、農村において大きな成果をもたらした。しかしながら、わが国の農業、農村は同時に多くの困難や新たに発生した多くの複雑な問題にも直面している。農村の経済・社会を引き続き刷新し、強力に発展させるため、中央委員会第5回会議は、刷新の数年のわが国の農業、農村の状況を分析し、評価し、成功と不成功の原因を明確にし、教訓・経験を引き出した。また発展の目標、観点、方向を明確にし、2000年までの農業、農村発展の任務と具体的方法を提示した。

中央委員会第5回会議の決議は、わが国の今後の農業発展と農村経済・社会の全面的発展において重要な道標となり、社会主义の方向性にしたがって国民が豊かに、国家が強力に、社会が文明的になる目標に向かって、刷新事業を推進するのに積極的に寄与するであろう。

2. 中央委員会第5回会議は、党の規約を施行し、1993年12月にハノイで任期中間の党全国代表者会議を招集することを決定した。 (*Nhan Dan*, 1993年6月14日)

■ 共産党第7期中央委員会第6回会議に関するコミュニケ

第7期中央委員会第6回会議は1993年11月24日から12月1日までハノイで開催された。

ド・ムオイ書記長が会議で重要な報告を行なった。

中央委員会第6回会議は、第7回大会の決議実施の半期の点検、刷新の一過程の総括、第7回大会決議の首尾よい実現のための主張・方法の確定、わが国革命事業の

さらなる前進のため、全国代表者会議の内容を準備する任務を帯びていた。

各級委員会、多くの科学者、文化人、党の老・青年幹部の意見を撰取し、中央委員会会議は、中央委員会の政治報告草案を活発に討論し、党の任期中間の全国代表会議に提示する準備をした。

討論は以下の問題に集中した。情勢の評価、わが人民にとってのチャンスと挑戦、工業化・現代化の方向への経済構造の転換、1994、95年の2年間の経済・社会計画の方向と目標、各経済セクター、とくに国営セクター、社会主义の方向性をそなえ、国家の管理を受けた市場システム、社会公正、汚職防止といった社会問題、政治的安定の維持、党の刷新・整頓、清潔で強力な党・国家建設、人民運動工作の刷新。

中央委員会会議は、多くの問題の結論で一致し、政治局に対し、中央委員会の意見に依拠して全国代表者会議に提示する政治報告を完成させることを委任した。

会議はまた、代表者会議に提示して決定を受けるべく、党規約に従って中央委員の補充問題を討論した。

党中央委員会は、わが全党、全軍、全人民が心を一にし、団結し、奮闘の決心をもって刷新事業を進め、新たな大勝利を達成し、党の第7回大会の決議を勝利のうちに実現するものと信ずる。 (*Nhan Dan*, 1993年12月4日)

■ 土地法 (1993年7月24日公布)

土地は無限に貴重な国家財産であり、特別な生産手段であり、生きた環境の最も重要な要素であり、居住区に割当てたり、経済、文化、社会、治安、国防の基礎を建設する基盤である。

わが人民は何世代もの間、多くの労働を投じ、血を流して今日あるように土地資本を整備し、守ってきた。

1992年のベトナム社会主義共和国憲法第17、第18、第84条に依拠し、本法は土地管理・使用の制度、土地使用者の権利・義務を定める。

第1章 一般規定

第1条 土地は全人民の所有に帰し、国家が統一的に管理する。

国家は土地を経済組織、人民武装単位、国家機関、政治・社会組織（組織と呼ぶ）、世帯、個人の長期的、固定的な使用に委ねる。国家はまた組織、世帯、個人に土地を賃貸する。国家により土地を委ねられた、あるいは賃貸された組織、世帯、個人を本法では土地使用者と呼ぶ。

国家は外国の組織、個人に土地を賃貸する。

第2条 1. 土地の固定的使用者は、社（xa）・坊

(phuong, 街区)・市鎮 (thi tran) の人民委員会の承認があれば、権限を有する国家機関の審査を経て、土地の使用権証の交付を受けることができる。

2. 国家はベトナム民主共和国、南ベトナム共和国臨時革命政府およびベトナム社会主義共和国の土地政策実施過程で他人の使用に委ねられた土地の返還請求を認めない。

3. 国家は農業、水産物養殖、林業に従事する者に生産用地を保証する政策を実施する。

第3条 1. 国家は土地使用者の合法的な権利と利益を保護する。

2. 国家により土地を委託された世帯、個人は土地使用権を交換、譲渡、賃貸、相続、抵当化する権利を有する。

上記の権利は土地の委託期間内において、そして委託を受けた土地を本法および法律の他の規定を遵守して、使用目的どおりに正しく使用した場合にのみ行使できる。

3. 国家から土地の委託を受けた国内の組織の権利と義務については政府が国会常務委員会に上程し、同委員会が規定を定める。

第4条 土地使用者は土地の保護、改良、培養、合理的・効率的な使用の責任を有し、土地行政の手続き、土地使用権移転税および法の規定するその他の経費の納付を完全に実施しなければならない。

第5条 国家は土地使用者が以下の事項に労働、物資、資金を投じ、科学技術の成果を適用することを奨励する。

- ・土地の使用価値の増大
- ・集約栽培、作付け回数の増大、土地使用効率の引き上げ

- ・農業、林業生産、水産物養殖、製塩用の面積拡大のための栽培地、禿山、海岸の砂堆積地開墾、海の干拓、植林

- ・土地の保護、改良、肥沃度の増大
- ・土地の節約的使用

第6条 土地の不法占拠、不法な土地使用権の移転、委託された目的に合わない土地使用、土地の破壊を厳しく禁ずる。

第7条 国会は国全体の土地管理・使用に関する決定権、最高監査権を行使する。

各級人民評議会は、自己の地方の土地の管理・使用に関する決定権、監査権を行使する。

第8条 政府は国全体の土地に関する国家管理を統一する。

各級人民委員会は、本法に規定された権限に基づいて自己の地方の土地に関する国家管理を行なう。

中央の土地管理機関の長は、土地の国家管理に関して政府に対し責任を有し、地方の土地管理機関の長は同級

の人民委員会に対し責任を有する。

第9条 大臣、省と同等の機関の長、政府所属の機関の長は自己の任務と権限の範囲において、国家により自己の省・部門直属の機関に委託された土地の目的通り正しい、効率的な利用を保証する責任を有する。

第10条 ベトナム祖国戦線、戦線のメンバー組織、その他の社会組織、経済組織、人民武装勢力単位および公民は国家機関と協力し、企画と法に従って、土地の保護、合理的な使用、節約を図る措置を実行する責任を有する。

国家機関は自己の任務と権限の範囲で国家機関、経済組織、社会組織、人民武装単位および公民が土地の保護・使用方法に関し行なう提案を審査し、決定しなければならない。

第11条 土地は主たる使用目的により、以下のように分類される。

1. 農地
2. 林業地
3. 農村居住地
4. 都会地
5. 専用地
6. 未使用地

第12条 国家は土地使用権の移転税の算定のため各種の土地の価格を確定し、土地を委託もしくは賃貸する時手数料を徴収し、土地を委託する時、財産価値を算定し、土地を回収する時、損害を補償する。政府は各地域、各時期ごとに土地の種類別価格の限度を定める。

第2章 國家の土地管理

第13条 土地の国家管理は以下の項よりなる。

1. 土地の調査、観察、測量、評価、分類、土地管理図の作成。
2. 土地使用の企画・計画。
3. 土地管理・使用に関する法律の条文の公布、それら条文の施行。
4. 土地委託、賃貸、回収。
5. 土地の登記、土地台帳の作成・管理。
6. 土地の管理・使用に関する制度・規則の実施の検査。
7. 土地に関する紛争の解決、土地の管理・使用違反についての告訴、弾劾の解決。

第14条 1. 政府は省・中央直轄市を指導し、土地調査・観察、測量、評価、分類を行なわせる。

2. 人民委員会は、直属の土地管理機関、下級の人民委員会を指導し、面積、土地の種類、使用者の変動を管理させ、その地方の土地使用状況に合うよう適時土地データを修正させる。

第15条 1. 政府は全国範囲の統一された土地管理図

の作成を指導し、実施する。

2. 省・中央直轄市人民委員会は自己の地方の土地管理図の作成を指導し、実施する。

3. 土地管理図は社・坊・市鎮の行政単位に従って作成される。

4. 土地管理図の原図は中央の土地管理機関に保管される。

副図は省、中央直轄市、県、区、市社、省直轄市の土地管理機関および社・坊・市鎮の人民委員会に保管される。副図は原図と同じ価値を有する。

第16条 1. 政府は全国範囲の土地使用企画・計画を策定する。

2. 各級人民委員会は自己の地方の範囲内の土地使用企画・計画を策定し、権限を有する国家機関の承認を受ける前に人民評議会に上程し、採択を受ける。

3. 各省(bo, 中央官庁)、省と同レベルの機関、政府所属の機関は自己の任務と権限に依拠して、自己の担当する部門・分野の土地使用企画・計画を策定し、政府に提出して、承認を受けなければならない。

4. 中央および地方の土地管理機関は、関係機関と協力して政府および各級人民委員会が土地使用企画・計画を策定するのを支援する。

第17条 1. 土地使用企画の内容は次のとおり。

(a) 地方および全国の農地、林業地、農村居住地、都会地、専用地、未使用地の確定。

(b) 各地方および全国の範囲で経済・社会の発展段階に応じて上記の確定を調整すること。

2. 土地使用計画の内容は以下のとおり。

(a) 各計画期における各種の土地の使用を確定すること。

(b) 企画に合わせ土地使用計画を調整すること。

第18条 土地使用企画・計画を承認する権限は以下のとおり。

1. 国会は、全国範囲の土地企画・計画を決定する。

2. 政府は、省(中央官庁)、省と同等の機関、政府直属の機関、省(tinh, 地方行政単位)・中央直轄市の土地使用企画・計画を承認する。

3. 各級人民委員会は、直接下の級の土地使用企画・計画を承認する。

4. 土地使用企画・計画を承認する権限を有する機関はその企画・計画の補足・調整を許可する権利を有する。

第19条 土地委託を決定する根拠は以下のとおり。

1. 権限を有する国家機関が承認した土地使用の企画・計画。

2. 権限を有する国家機関が承認した、もしくは土地の委託を求めた経済・技術データに記入された、あるいは設計に記された土地使用についての要求。

第20条 国家は組織、世帯、個人に長期的に、固定的に土地使用を委ねる。

長期的、固定的土地委託の期限は一年生作物栽培、水産物養殖については20年、多年生作物栽培については50年とする。期限が到来しても、土地使用者が引き続き使用を求め、かつ土地使用過程において土地関係の法律を遵守しているならば、国家により引き続き使用を委ねられる。

国家は世帯もしくは個人に住宅用の土地を長期的な使用に委ね、本法の第26条および第27条に規定した場合のみ回収できる。

その他の土地の長期的、固定的使用の期限については、国家が規定する。

第21条 土地使用者が存在する土地を第三者へ委託する決定は、その土地の回収が決定された後になって初めて実施できる。

第22条 農業生産、林業、水産物養殖、製塩用に土地の使用を委ねられた組織、世帯、個人はその土地に対し使用料金を支払う必要はない。もしも国家によりその他の目的のために土地使用の委託を受けた場合は、政府の規定により減免措置が適用されるケースを除き、土地使用料金を支払わなければならない。

第23条 農業、林業生産以外の目的のために土地を委託する権限は以下のように規定される。

1. 国会常務委員会は、農地、森林を有する林業地の他の目的への委託に関する政府の年次計画を採択する。

2. 政府は省・中央直轄市人民委員会の農地、森林を有する林業地の他の目的への委託に関する年次計画を承認する。

国会が決定した土地使用企画・計画および国会常務委員会が採択した農地、森林を有する林業地の他の目的への委託に関する年次計画に依拠し、政府は必要な場合、それぞれの目的への土地の委託を決定する。

3. 省・中央直轄市人民委員会は、以下の規定に従い、農業生産・林業以外の目的への土地の委託を決定する。

(a) 1ha以下の農地、森林を有する林業地、農村居住地、都会地、2ha以下の植林地・禿山を本条の(b)項に規定された場合以外の目的に使用。

(b) 3ha以下の農地、森林を有する林業地、農村居住地、都会地、5ha以下の植林地・禿山を道路、鉄道、導水路、石油パイプライン、ガス・パイプライン、電線、堤防に使用、10ha以下の植林地・禿山を貯水池建設プロジェクトに使用。

(c) 政府が規定する基準に従って農地、森林を有する林業地を世帯・個人の住宅建設に使用、ある専用地を他の専用目的もしくは住宅建設地もしくは都会地として使用。

(d) 県、市社、省直轄市人民委員会は世帯や個人に住

宅建設のため土地を委ねられるよう、農村居住地の土地委託を計画する。

第24条 農業・林業の目的のために土地を委託する権限は以下のとおりである。

1. 省・中央直轄市人民委員会は各組織に土地を委託する。

2. 県・市社・省直轄市人民委員会は世帯や個人に土地を委託する。

第25条 本法の第23条、第24条に規定された土地委託の権限を有する国家機関は下級にその権限を委譲できない。

第26条 国家は以下の場合、使用に委ねた土地の全部もしくは一部を回収できる。

1. 土地を使用している組織が解体・破産・移転し、土地に対する必要が減じた場合で、本法の第30条の規定に該当しない場合。土地を使用している個人が死亡し、その土地を引き継ぎ使用する権利を有する者がいない場合。

2. 土地使用者が自ら土地の返還を申し出た場合。

3. 12ヶ月連続して使用することができない土地で、権限を有する国家機関が使用に委ねることを決定していない土地。

4. 土地の使用者が国家に対する義務を故意に履行しない場合。

5. 土地の使用が委託を受けた目的に合致しない場合。

6. 土地の委託が本法の第23条、第24条の規定通り正しく行なわれていない場合。

第27条 真に必要な場合、国家は使用者が使用している土地を国防、治安、国家利益、公共利益のために回収するが、土地の回収を受けた者は損害を補償される。

第28条 土地の委託を決定する権限を有する機関が、その土地を回収する権限を有する。

他の目的への転用のための土地回収は権限を有する国家機関が承認した企画・計画に正しく従わなければならぬ。

土地を回収する前に、使用者に回収の理由、時期、移転の計画、損害賠償の方法について通告しなければならない。

戦争や天災予防のため緊急の必要がある場合、あるいは緊急の状況の場合、土地の収用は県、区、市社、省直轄市より上級の人民委員会によって決定される。収用の期限が終了すれば、土地の使用者は土地の返還を受けることができ、収用がもたらした損害を法の規定に従って補償される。

第29条 政府、各級人民委員会は、本法の規定および法のその他の規定に従って土地を生産・経営のために組織、世帯、個人に賃貸する。

第30条 以下の場合、土地使用権を移転できない。

1. 使用地の合法的な証書がない。

2. 法律により使用権を認められない組織に委ねられた土地。

3. 係争中の土地。

第31条 1. 農村において土地使用権の変更手続きは社人民委員会で、都市部では県、区、市社、省直轄市人民委員会で行なう。

2. 農村において土地使用権の委譲は県人民委員会で、都市部では省、中央直轄市人民委員会で行なう。

第32条 中央の土地管理機関、省・中央直轄市、区・県・市社、省直轄市の土地管理機関および社・坊・市鎮の土地行政幹部は本法の規定に従い、政府、同級の人民委員会に土地の委託、賃貸、回収に関する決定を仰ぐ。

第33条 1. 土地委託を行なう権限を有する国家機関によって、土地の使用目的の変更を許可されたとき、あるいは土地を使用中でまだ登記を行なっていない場合、土地使用者は本条第2項の規定する国家機関で登記しなければならない。

2. 社、坊、市鎮で土地を使用している者は、その社、坊、市鎮で登記しなければならない。

3. 社・坊・市鎮人民委員会は、土地台帳を作成・管理し、土地台帳に未使用地および土地使用の変動を記録する。

第34条 土地台帳は中央の土地管理機関が規定するフォームに従う。

土地台帳の内容は、土地管理そして土地使用の現状に合致しなければならない。

第35条 土地の統計作成、点検事業は以下の規定に従って実施される。

1. 土地の統計作成、点検の単位は、本法第33条第2項に規定された土地台帳作成の単位である。

2. 土地の統計作成は1年に1度実施される。

3. 土地の点検は5年に1度実施される。

4. 各級人民委員会は、自己の地方の土地の統計作成、点検を実施する責任を有する。

5. 土地管理機関は、土地の統計作成、点検結果について直接上級の土地管理機関に報告する責任を有する。

第36条 土地使用権証書の交付は、以下の規定に従って実施する。

1. 土地使用権証書は、中央の土地管理機関によって発行される。

2. 土地の委託を決定する権限を有する国家機関が土地使用権証書を交付する。政府が土地の委託を決定する場合、省・中央直轄市人民委員会が土地使用権証書を交付する。

3. 同一世帯もしくは同一組織に属さない複数の個人が使用する土地の場合、土地使用権証書は、各組織、各

世帯、各個人に交付する。

第37条 1. 政府は全国範囲の土地検査を行なう。各級人民委員会は自己の地方の土地検査を行なう。

土地検査の実施において、中央の土地管理機関は政府を支援し、地方の土地管理機関は同級の人民委員会を支援する。

2. 土地検査の内容は以下の事項よりなる。

(a) 各級人民委員会の土地に関する国家管理の検査。

(b) 土地使用者およびその他の組織・個人による土地法施行の検査。

(c) 土地法違反行為に関する請願、訴訟の解決。

3. 土地の検査を実施する際、検査団、検査員は以下の権限を有する。

(a) 関係する組織、世帯、個人に対し検査に必要な資料の提供を要求すること。

(b) 法律に合わない土地使用を一時的に停止させ、その決定について法の前に責任を持つこと、同時に権限を有する国家機関に直接報告し、処分の決定を受けること。

(c) 土地の管理・使用に関する違反を権限に従って処分するか、もしくは権限を有する国家機関に建議し、処罰してもらうこと。

第38条 1. 国家は人民の間の土地争いについて和解を奨励する。

社・坊・市鎮人民委員会はベトナム祖国戦線、農民会、戦線のその他のメンバー組織、その他の社会組織、基礎祖国経済単位および公民と協力して土地紛争を和解させる責任を有する。

2. 土地使用者が権限を有する国家機関の土地所有権証書を持たない場合土地使用権をめぐる紛争は人民委員会が以下の規定に従って解決する。

(a) 県・区・市社・省所属市の人民委員会は、個人、世帯相互間、そして組織が自己の管理権に属する場合には、個人・世帯と組織間、組織相互間の紛争を解決する。

(b) 省・中央直轄市人民委員会は、もしもその組織が自分のもしくは中央の管理権に属するならば、組織間、組織と個人・世帯間の紛争を解決する。

(c) 土地紛争の解決を意図した人民委員会の決定に同意できない場合、当事者は上級の国家行政機関に上訴する権利を有する。

直属の上級の国家行政機関の決定は施行の効力を有する。

3. 土地使用者が権限を有する国家機関の証明証を所有する土地使用権に関する紛争およびその土地使用に関わる財産に関する紛争は裁判所が解決する。

第39条 行政単位間の境界に關係する土地の使用権に関する紛争は、それらの行政単位の人民委員会が一緒に協力して解決する。合意に到達しない場合あるいは解決

そのものが行政的な境界の変更を伴う場合、解決の権限は以下のように規定される。

1. 省より下級の行政単位間の境界に関連する紛争ならば、政府が決定する。

2. 省・中央直轄市の行政単位間の境界に関連する紛争ならば、国会が決定する。

第40条 中央の土地管理機関は地方の土地管理機関が、同級の人民委員会と協力して土地紛争を解決するのを助ける。

第41条 土地管理機関は中央、省、中央直轄市、県、区、市社、省直轄市に設置される。社・坊・市鎮には土地行政幹部が配置される。

土地管理機関はみなその級の国家行政機関に直属する。社・坊・市鎮の土地行政幹部は社・坊・市鎮の人民委員会に所属する。

第3章 土地使用制度

第1種 農地、林業地

第42条 農地とは栽培、畜産、水産物養殖あるいは農業研究・実験のような、主として農業生産に使用するよう定められた土地である。

第43条 林業地は自然林を有する土地、植林中の土地、自然回復のための植林・涵養・保護、森林の富化、林業研究・実験などの林業目的用地、のような主として林業生産に定められた土地である。

第44条 1世帯が一年生作物栽培に使用する農地の限度は3haを超えない範囲で政府が各地方別に具体的に定める。

上記の限度を超えて世帯が使用する土地の管理・使用制度は政府が定める。

多年生作物栽培地の限度、禿山の栽培限度、農業生産、植林、水産物養殖のため各世帯が開拓できる海岸地の限度は政府が定める。

第45条 土地ファンド、地方の特徴・需要に応じ、省・中央直属市人民評議会は地方の公共利益の必要のために農地の5%を超えない土地を各社に残すことを決定できる。政府はこの土地の使用を具体的に規定する。

第46条 園芸地の使用は以下のように規定する。

1. 國家は組織、世帯、個人が園芸地で集約栽培を行い、生産を増やすこと、また企画に従って栽培地、禿山を園芸地として使用することを奨励し、その利益を守る政策をとる。

2. 稲田の園芸地としての使用は土地使用企画と合致しなければならず、県・区・市社・省直轄市人民委員会の承認を得なければならない。

第47条 内陸地の水面の水産物養殖・採取やその他の目的への使用は、以下のように規定する。

1. 池、湖、田圃の池全体を1世帯、1個人に委託することはできず、複数の世帯、個人、経済組織に委託して使用させる。

2. 複数の社にまたがる湖、田圃の池の使用は県人民委員会が規定する。複数の県にまたがる場合は、省人民委員会が規定する。複数の省にまたがる貯水池における水産物の養殖、保護、採取の実施は政府が規定する。

3. 湖、田圃の池、川、小渠、運河の水面の使用は、環境保護の規定を遵守せねばならず、交通の障害になつてはならない。

4. 本条に規定された内陸地水面の使用は関係諸部門の技術規定に従わなければならぬ。

第48条 海岸に臨んだ水面を農業生産、水産物養殖、林業に使用する場合、以下の規定に従う。

1. 権限を有する国家機関が承認した土地使用企画に合致していること。

2. 海岸地を保護、強化すること。

3. 生態系・環境を保護すること。

4. 国家の防衛・治安、海上交通の障害とならないこと。

第49条 社の領域内にある川の堤防地は当該社の人民委員会が管理し、県人民委員会に使用計画を提出して、決定を受ける。紛争がある場合には、本法第38条、第39条の規定に従って権限を有する国家機関に上げ、決定を仰ぐ。

第50条 海岸沿いの新しい土地の管理・使用は政府が決定する。

第51条 省・中央直轄市人民委員会は国家の宗教政策、地方の土地ファンドに依拠し、教会、宗教団体が使用中の土地を基礎にしてそれら組織へ提供する信仰用地の面積を決定する。

第2種 農村居住地

第52条 農村居住地は、主として住宅および農村の生活に必要な施設の建設用に定められた土地である。

農村世帯の居住地は住宅および家庭生活に必要な施設の建設地よりなる。

第53条 農村居住地の使用は企画に基づき、人民の生活と社会管理に便利でなければならない。国家は既存の居住地を徹底的に利用し、農地への居住区の拡大を防ぐことを基本にして農村の住民が住居を持てるような政策を策定しなければならない。

第54条 省・中央直轄市人民委員会は、地方の土地ファンドに依拠し、農村の各世帯が居住に使用できる土地面積の規模を政府の地域ごとの企画に従って決定できるが、400平方㍍を超えてはならない。多くの世代が一つの世帯として一緒に住む習慣のあるところあるいは特別な自然条件があるところでは、居住地の基準はもっと

高くてもよいが、最高でも当該地域に対する基準の2倍を超えてはならない。

第3種 都会地

第55条 都会地とは直轄市・市社・市鎮内にあり、住宅、各機関・組織・生産經營単位の本部、公共用インフラストラクチャー建設、国防・治安、その他の目的に使用される土地である。

第56条 都会地を使用する際には、インフラストラクチャーを建設しなければならない。

都会地の管理・使用は、承認された都市企画、土地使用計画、および法のその他の規定に依拠しなければならない。

本法の第8条、第23条、第24条、第25条に依拠し、政府は都會地の組織、世帯、個人への使用委託について規定を定める。

第57条 国家は都市に住宅を建設するための土地使用企画、都市の居住者が住宅をもつための条件整備計画を策定する。

住宅建設用地の委託企画がある所では、省・中央直轄市人民委員会が政府の規定にしたがって土地の委託を決定する。

第58条 公共用地とは、交通用道路、橋、歩道、給排水路、川、湖、堤防、溝、学校、病院、市場、公園、花壇、遊園地、広場、運動場、飛行場、波止場、政府の規定するその他の公共施設を建設する土地である。

公共用地における公共物の建設は、この目的に合致しなければならず、権限を有する国家機関の承認を受けなければならない。

第59条 各経済、文化、社会、科学、技術、外交、国防、治安部門・領域の工事建設、各機関・組織の本部建設のために組織・個人に土地を委託する場合は、権限を有する国家機関が承認した都市企画に合致しなければならない。

第60条 都会地の国防、治安の目的への使用は国防省、内務省が政府に提示し、決定を仰ぐ。

第61条 1. 都会地の農業・林業目的への使用は、環境保護、都市美観に関する規定を遵守しなければならず、都市企画に合致しなければならない。

2. 公園用地、自然保護区域地は都市発展の要求に従って企画され、政府の規定に従って管理される。

3. 市街区外の都市発展のために企画されている土地の使用は、その土地使用企画・計画を遵守しなければならない。

第4種 専用地

第62条 専用地とは農業、林業、住宅建設用以外の目的に使用が定められた、以下のような土地である。

工業、科学、技術、交通系統、水利系統、堤防、文化、

社会, 教育, 医療, 体育, サービスの工程の建設地, 国防, 治安用の土地, 鉱産物, 石, 砂の探査・探掘地, 製塩, 陶器, レンガ, タイル, その他建設資材用の土地, 歴史的, 文化的遺産, 景勝地, 墓地, 農業以外の目的に使用する水面。

第63条 工業, 科学, 技術, 文化, 教育, 医療, 体育, 社会, サービスの工程の建設に土地を使用する場合, 各工程の経済・技術データ, 設計に定められた土地使用要求を遵守しなければならず, 法のその他の規定を遵守しなければならない。

第64条 交通, 水利系統, 堤防, 水力発電所, 水道系統, 送電系統, 石油パイプライン, ガス・パイプライン建設のための土地使用は以下の規定を遵守しなければならない。

1. 施行設計, 土地の節約を正しく実施し, 隣接地区の土地使用に損害を与えない。

2. これらの工程の系統に属する安全回廊の土地使用に関する規定を正しく実施する。

3. 水産物養殖と結合したり, その他の目的に使用できるが, 専用地の主要目的の実現に障害を起こしてはならない。

4. 社・坊・市鎮人民委員会は工程の主管部門とともに, 本条に規定された工程の技術的要求に従って安全回廊の土地を保護する責任を有する。

第65条 1. 国防・治安用の土地は以下のものによる。

(a) 軍単位の使用に供する土地。

(b) 空軍, 海軍の基地, その他の軍事基地に使用する土地。

(c) 国家の防衛施設, 陣地, 特別な設備を作る土地。

(d) 軍事ステーション, 軍港建設地。

(e) 国防, 国防と経済に奉仕する工業, 科学, 技術施設の建設地。

(f) 武装勢力の倉庫に使用する土地。

(g) 射撃場, 演習場, 武器実験場の建設地。

(h) 武装勢力の学校, 病院, 静養所の建設地。

(i) 政府の規定する, その他の国防・治安施設の建設に使用する土地。

2. 国防・治安用地の使用管理制度は政府によって規定される。省, 中央直轄市人民委員会は, 自己の地方の範囲の国防・治安用地に対する国家管理を実行する。

3. 国家は士官, 職業軍人, 国防関係の労働者・職員が本法の第54条, 第57条の規定に従って土地を持つことを保証する政策を実施する。

4. 国防・治安用地の他の目的への転用は政府が決定する。

第66条 鉱産物, 石, 砂の探査・探掘の目的への土地

使用は以下の規定を遵守しなければならない。

1. 権限を有する国家機関の許可証があること。
2. 環境保護の措置を講じ, 区域および周囲の土地使用者に損害を与えないよう措置を講ずること。
3. 土地の使用を終了したら, 土地委託の決定に規定された状態で返還すること。

第67条 陶器, レンガ・瓦製造およびその他の建設資材採取・生産のための土地使用は, 以下の規定を遵守しなければならない。

1. 権限を有する国家機関の許可証を有すること。
2. 生産, 生活に損害を与えたり, 環境に悪影響を与えていために必要な措置を講じること。
3. 使用を終了したら, 適当な目的に使用できるよう改良すること。

第68条 収量が多く, 良質な塩を産出できる地域は, 保護され, 製塩のため優先的に使用されなければならない。

国家は, 塩を産出する土地を社会の需要に応えるために使用することを奨励する。

第69条 歴史的・文化的遺跡のある土地, 景勝地に指定された土地は法の規定に従って厳格に保護されなければならない。

歴史的・文化的遺跡のある土地, 景勝地を他の目的に使用しなければならない特別な場合, 権限を有する国家機関の許可を得なければならない。

第70条 墓地に使用する土地は集中し, 居住区から離れ, 埋葬, 訪問に便利で, 衛生的で, 節約的であるよう企画されなければならない。

第71条 水面を有する土地に対して定められた主要な使用目的に依拠し, 国家はこの土地を組織, 世帯, 個人に委託して適切に使用させる。

水面を有する土地の管理・使用制度は政府が決定する。

第5種 未使用地

第72条 未使用地とはまだ農業生産, 水産物養殖, 林業に使用する条件がないか, 使用するよう確定されていない土地, まだ農村居住区地, 都会地, 専用地に確定されておらず, 国家がいかなる組織, 世帯, 個人にも長期的, 固定的な使用に委託していない土地である。

政府は組織, 世帯, 個人が土地を改良して, 農業, 林業あるいはその他適切な目的のために使用する条件を作ることを奨励する企画・計画・政策を立案する。

第4章 土地使用者の権利と義務

第73条 土地使用者は以下のようないくつかの権利を有する。

1. 土地使用権証書の交付を受けること。
2. 委託を受けた土地における労働の成果, 投資の成果を享受すること。

3. 法の規定に従って、土地使用権を移転させること。
4. 土地の保護・改良に関する公共設備の利益を享受すること。

5. 土地の改良・培養において国家の指導・支援を受けること。

6. 自己の合法的な土地使用権を他人に侵犯された時、国家の保護を受けること。土地を回収されたとき、損害賠償を受けること。

7. 土地の委託を受けた目的に応じ、法の規定に従って生産・経営の合作化に土地を投入する権利を享受する。

8. 自己の合法的な土地使用権の侵犯行為および土地についての違法行為を被ったとき、提訴・告発する権利を享受する。

第74条 農地、植林のための林業地、宅地を使用している世帯、個人は生産と生活のため土地使用権を交換することができるが、目的どおりに、そして期限どおりに使用しなければならない。

第75条 1. 農業地、植林用の林業地を使用する世帯、個人は以下の場合、土地の使用権を譲渡することができる。

- (a) 他の場所への引越し
- (b) 転業
- (c) 労働の継続不能。

2. 宅地を使用している世帯が他の場所へ引越しすか、もしくはそこに住む必要がなくなった場合、土地を譲渡できる。譲渡は権限を有する国家機関の認可を得なければならない。土地の譲渡を受けた者は目的とおりに正しく使用しなければならない。

第76条 1. 一年生作物、水産物養殖のために農地を国家から委託された個人は死亡後、その土地の使用権を相続法の規定による相続人に残すことができる。

2. 一年生作物栽培、水産物養殖のため農地を国家から委託された世帯では成員の中に死者がでても、他の成員が引き続きその土地の使用権を享受する。

3. 多年生作物栽培のための農地、植林のための林業地、住宅地の委託を受けた個人もしくは世帯の成員が死亡した時、かれらの土地の使用権は相続法の規定に従い相続人に残すことができる。

第77条 1. 農地、植林のための林業地、宅地を使用している世帯、個人は生産資金の借り入れのために土地使用権を国家の銀行あるいは国家が設立を許可したベトナムの信用機関に抵当に入れることができる。

2. 宅地を使用している世帯は生産・生活のためその土地の使用権を国内のベトナムの経済組織または個人の抵当に入れることができる。

第78条 農地を一年生作物栽培、水産物養殖のために使用している世帯・個人が家庭が貧しくて困難な場合、

あるいは転業したが、まだ生活が安定していない場合、あるいは労働力に不足している場合、その土地を3年を超えない期間の間他人に貸貸できる。とくに困難な場合には、政府の規定によりそれ以上長く貸貸できる。土地の貸借者は目的どおりに正しく使用しなければならない。

第79条 土地の使用者は以下のようない義務を有する。

1. 土地を目的どおりに、境界の範囲どおりに、そして土地の委託を受けたときに規定されたその他の要求どおりに使用する。

2. 地力を保護し、増強するような措置を講じる。

3. 環境保護の規定を遵守し、周囲の土地使用者の正当な利益を損なわない。

4. 土地使用税、土地使用権の移転税、法が規定する土地行政費用を納付する。

5. 土地の委託を受けた時、法の規定に従がって使用料を納付する。

6. 自分が委託を受ける土地を回収された者に対し補償する。

7. 国家が回収を決定した時、土地を返還する。

第5章 外国の組織・個人、国際組織によるベトナムでの土地賃借に関する規定

第80条 政府は、外国の組織・個人、国際組織、外国に居住するベトナム人による土地賃借を決定する。土地の賃借人の権利・義務については政府が国会常務委員会に規定の作成を委ねる。

第81条 1. 土地の賃借者はベトナムの法の規定に従って関係資料を作成し、登録料を納付しなければならない。

2. 土地の賃貸は権限を有する国家機関がベトナム外国投資法に基づき承認した経済・技術的論拠に依拠しなければならない。

第82条 ベトナムに投資する外国の組織・個人、国際機関、外国に居住するベトナム人が土地を使用するに当っては、ベトナム社会主義共和国が調印もしくは参加した国際条約が別の規定を有する場合を除き、本法およびベトナムの法のその他の規定に従わなければならない。

第83条 ベトナムに投資する外国の組織・個人、外国に居住するベトナム人の土地賃借期限は、ベトナム外国投資法の規定する投資期限に従う。

外国の外交代表機関、領事館建設のためのベトナムにおける土地賃借期間は1999年を超えないものとする。

第84条 ベトナムの土地法に対し違反行為を行なった者は、ベトナム社会主義共和国が調印もしくは参加した国際条約が別の規定を有する場合を除き、ベトナムの法律に従って処罰される。

第6章 違反の処罰

第85条 土地を不法占拠、破壊した者、不法に土地使用権を移転させた者あるいはその他の土地法違反行為を行なった者は、その程度の輕重に従い、行政処分もしくは刑事責任の追及を受ける。

第86条 いかなる者も、職務、権限を使用あるいは権限を越えて、土地の委託、回収をしたり、法律の規定に反して土地使用権の移転や使用目的の変更を許可したり、土地関連の法律に違反する行為の実行者をかばったり、法律に違反する処分を決定したり、土地資源、土地使用者の合法的権利・利益に損害を与えた場合、その程度の輕重に応じ処分を受けるか、刑事責任を追及される。

第87条 土地法の違反行為を行ない、他人に損害を与えた者は、本法第86条、第87条の規定に従って処罰されるとほか、被害者に賠償を行なわなければならない。

第7章 施行条項

第88条 本法はベトナム社会主義共和国第8期国会が1987年12月29日に採択した土地法に代わるものである。本法に反する以前の規定は廃止される。

本法は1993年10月15日より効力を有する。

第89条 政府は本法の施行細目を定める。

(*Nhan Dan*, 1993年7月30日)

■ 1994年の経済目標

(1993年12月2日、第9期国会第4会期採択)

国内総生産 (GDP) 成長率	8 %
工業生産増加率	11 %
農業生産増加率	4 %
食糧生産 (穀換算)	2500万トン
輸出増加率	20 %
インフレ率	10 %未満
人口増加率の引き下げ	0.06 %

(*Nhan Dan*, 1994年1月8日)

■ 1994年国家予算

			(兆ドン)	93年比増(%)
歳	入		38.3	30
歳	出		48.3	27
経 常 支 出		29.6	24	
社 会 保 障		5.0	19	
教 育		4.9	33	
防 衛		4.7	49	
行 政		3.4	12	
経 済 活 動		3.2	19	
国 内 治 安		2.1	63	
保 健		1.7	31	
資 本 支 出		12.8	15	
借 入 れ 返 済		4.9	57	
取 収 支 出	△10		15	

(*Vietnamese Investment Review*, 1993年12月27日)

主要統計 ベトナム 1993年

第1表 年平均人口

第2表 就業人口

第3表 国民所得の産業別構成

第4表 GDPの産業別構成

第5表 GDPバランス

第6表 主要農産物作付面積

第7表 主要農産物生産量

第8表 主要鉱工業生産

第9表 国家投資の部門別構成

第10表 小売物価上昇率

第11表 貿易高

第12表 品目別輸入量・額

第13表 品目別輸出量・額

第14表 主要相手国別貿易

(使用記号：一該当なし，…不明，0 ゼロ・極少)

(単位：1,000人)

第1表 年平均人口

	1989	1990	1991	1992		1989	1990	1991	1992
総 人 口	64,774	66,233	67,774	69,306	総 人 口	64,774	66,233	67,774	69,306
男	31,589	32,327	32,994	33,751	都 市	12,919	13,281	13,619	14,031
女	33,185	33,906	34,780	35,555	農 村	50,810	51,908	53,111	54,230

(注) 都市・農村別人口には若干の特定グループが含まれていない。

(出所) *Nien giam thong ke, 1992*, p.8.

第2表 就業人口

(単位：1,000人)

	1987	1988	1989	1990	1991
合 計	27,968.2	28,477.1	28,939.7	30,286.0	30,974.0
物 質 生 産 部 門	26,053.1	26,496.7	27,060.0	28,320.4	28,972.4
工 業	3,047.0	3,149.6	3,241.1	3,392.0	3,394.0
建 設	824.7	855.5	794.6	817.7	820.0
農 業	20,246.4	20,446.0	20,697.5	21,683.1	22,275.6
林 業	172.7	211.3	196.8	205.9	207.0
交 通 運 輸	429.0	442.5	455.4	475.5	487.1
郵 便 ・ 通 信	42.4	39.6	39.6	35.0	46.4
商 業 ・ 資 材 供 給	1,268.2	1,331.3	1,606.4	1,680.9	1,719.0
そ の 他	23.7	20.9	28.9	30.3	30.3
非 物 質 生 産 部 門	1,915.1	1,980.4	1,879.7	1,965.6	2,001.6
教 育	750.0	829.8	768.1	802.6	804.3
住 宅 ・ 公共サービス・観光	294.8	295.8
医 療 ・ 社会保険 ・ 体 育	296.8	304.6	288.1	302.9	309.7
国 家 管 理	289.1	246.9	230.0	239.9	240.0

(出所) *So lieu thong ke, 1976-1989*, p.13; *Nien giam thong ke, 1992*, p.12.

第3表 国民所得の産業別構成(MPS方式)

(%)

	社会総生産				生産国民所得			
	1989	1990	1991	1992	1989	1990	1991	1992
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100
工 業	33.2	35.1	34.5	40.3	20.9	23.0	23.0	27.9
建 設	7.0	7.4	6.5	7.6	4.9	4.7	4.0	4.8
農 業	40.7	38.3	41.4	34.6	48.3	46.6	49.4	42.5
林 業	4.1	3.2	2.6	2.8	5.6	4.5	3.7	3.9
運 輸	1.8	2.4	2.2	2.3	1.4	1.9	1.7	2.0
通 信	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
商 業	12.3	12.8	11.8	11.4	17.7	18.0	17.0	17.2
そ の 他	0.8	0.7	0.1	1.0	1.2	1.2	1.1	1.6

(出所) *So lieu thong ke, 1986-1991*, p.10; *Nien giam thong ke, 1992*, pp.19-21.

第4表 GDPの産業別構成 (SNA)

(単位:10億ドン)

	1990	1991		1992		
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	38,166	(100)	69,959	(100)	101,870	(100)
物 的 生 産	23,780	(62.3)	45,081	(64.4)	63,212	(62.0)
工 業	7,267	(19.0)	13,515	(19.3)	23,019	(22.6)
建 設	1,468	(3.8)	2,328	(3.3)	3,965	(3.9)
農 業	14,716	(38.6)	28,551	(40.8)	35,183	(34.5)
そ の 他	329	(0.9)	687	(1.0)	1,045	(1.0)
サ 一 ビ ス	14,386	(37.7)	24,878	(35.6)	38,658	(38.0)
輸 送 ・ 通 信	1,233	(3.2)	2,652	(3.8)	4,228	(4.2)
商 業 ・ 物 資 供 給	5,056	(13.2)	8,833	(12.6)	12,559	(12.3)
財 政 ・ 銀 行 ・ 保 険	657	(1.7)	1,026	(1.5)	1,748	(1.7)
国 家 管 理 ・ 科 学 }	3,799	(9.9)	6,333	(9.0)	10,251	(10.1)
保 健 ・ 教 育 ・ 体 育 }						
住 宅 ・ 観 光 ・ 個 人 修 理	3,641	(9.7)	6,034	(8.7)	9,872	(9.7)

(出所) Nien giam thong ke, 1992, pp.26-27.

第6表 主要農産物作付面積 (単位:1,000ha)

	1989	1990	1991	1992*
合 計	8,978	9,040	9,410	9,598
食 糧 作 物	7,090	7,111	7,448	7,615
米	5,896	6,028	6,303	6,423
5月・春米	1,992	2,074	2,160	2,279
夏・秋米	1,140	1,216	1,383	1,399
10月米	2,763	2,738	2,760	2,745
イモ・雑穀	1,194	1,083	1,045	1,192
とうもろこし	509	432	448	457
さつまいも	327	321	356	396
キャッサバ	285	257	273	277
野 菜 ・ 豆	420	426	425	413
单年生工業作物	544	542	550	...
棉	9	8	16	21
ジユート	16	12	11	12
い草	14	11	9	9
さとうきび	131	131	144	144
落花生	209	201	211	214
煙草	28	27	38	32
多年生工業作物	625	657	668	...
茶	58	60	60	...
コーヒー	123	119	115	...
ゴム	216	222	221	...
こしよう	8	9	9	...
ココナツ	206	212	214	...
果樹	282	281	282	...

(注) *暫定値

(出所) Nien giam thong ke, 1992, pp.70-137; So tieu thong ke, 1986-91, p.41.

第5表 GDPバランス(SNA) (単位:10億ドン)

	1990	1991	1992
合 計	41,101	73,884	106,386
G D P	38,166	69,959	101,870
貿易・サービス収支	2,935	3,925	4,516
支 出	41,761	74,738	107,149
粗資本形成	4,385	8,128	12,266
最 終 消 費	37,376	66,610	94,883
誤 差	+660	+854	+763

(出所) Nien giam thong ke, 1992, p.29.

第7表 主要農産物生産量

(単位: 1,000トン)

	1989	1990	1991	1992**		1989	1990	1991	1992**
食 糜*	21,515.6	21,488.6	21,989.5	24,000.0	桑	56.9	100.2	103.5	174.4
米	18,996.3	19,225.2	19,621.9	21,500.0	さとうきび	5,344.6	5,397.6	6,130.9	6,198.9
5月・春米	7,539.3	7,845.8	6,788.3	9,144.0	落花生	205.8	213.1	234.8	223.0
夏・秋米	4,063.2	4,110.4	4,717.5	4,803.9	大豆	82.0	86.6	80.0	78.7
10月米	7,393.8	7,269.0	8,116.1	7,552.1	多年生工業作物				
イモ・雑穀*	2,519.3	2,263.5	2,367.6	2,500.0	茶	30.2	32.2	33.1	31.9
とうもろこし	837.9	671.0	672.0	707.4	コーヒー	40.8	59.3	67.0	79.5
さつまいも	1,909.2	1,929.0	2,137.3	2,553.7	ゴム	50.6	57.9	64.6	74.2
キャッサバ	2,585.4	2,275.8	2,454.9	2,470.3	こしとう	7.1	8.6	8.9	7.7
野菜・豆	3,237.5	3,319.2	3,308.7	...	ココナツ	922.1	894.4	1,052.5	...
单年生工業作物					家畜	(単位: 1,000頭)			
煙草	23.9	21.8	36.2	29.7	水牛	2,871.3	2,584.1	2,858.6	2,883.4
ジユート	34.3	23.8	25.3	25.6	牛	3,201.7	3,116.6	3,135.6	3,193.9
い草	81.2	63.3	54.4	49.8	豚(2カ月以上)	12,217.3	12,260.5	12,194.3	13,881.7
					家きん	104,800	107,400	108,900	124,500

(注) * もみ換算。**暫定値。

(出所) Nien giam thong ke, 1992, pp.71-139.

第8表 主要鉱工業生産

	1989	1990	1991	1992
電 力 (100万kWh)	7,948.4	8,789.9	9,306.8	9,799.1
石 炭 (100万t)	3.8	4.6	4.7	4.8
原 油 (100万t)	1.5	2.7	4.0	5.5
鋼 (1,000t)	84.5	101.4	141.6	175.2
揚水ポンプ(台)	1,357	430	412	500
精 米 機(台)	1,043	1,013	657	785
自 転 車(1,000台)	114.9	88.7	46.0	...
苛 性 ノーダ(1,000t)	3.1	4.8	5.1	4.8
化 学 肥 料(台)	373.0	354.2	450.3	507.1
農 薬(台)	4.8	9.2	12.8	8.0
洗 灌 石けん(台)	40.0	54.7	54.8	66.5
セ メ ン ト(台)	2,087.6	2,534.2	3,127.1	3,727.0
紙 (台)	65.8	78.8	108.8	111.6
織 繊 物(100万m)	56.4	58.3	40.3	42.5
砂 糖(1,000t)	336.4	318.0	280.4	275.7
海 漁 獲(台)	375.5	323.5	371.6	303.6
	622.7	615.8	614.6	627.4

(出所) So lieu thong ke, 1986-91, pp.25-27; Nien giam thong ke, 1992, pp.43-48.

第9表 國家投資の部門別構成(1982年価格)

(単位:100万ドン)

	1989	構成比 (%)	1990	構成比 (%)	1991	構成比 (%)
合 計	17,532.1	100.0	19,596.3	100.0	21,762.4	100.0
生 産 部 門						
工 業	14,823.9	84.6	15,363.5	78.4	18,056.9	83.0
建 設	8,654.4	49.4	7,415.5	37.8	9,397.1	43.2
農 業	146.6	0.8	111.2	0.6	168.6	0.8
林 業	2,175.8	12.4	2,965.6	15.1	2,973.5	13.7
運 輸	558.5	3.2	386.3	2.0	432.1	2.0
通 信	2,304.8	13.1	3,214.3	16.4	3,636.4	16.7
商 業 · 物 資 供 給	498.6	2.8	705.2	3.6	834.4	3.8
そ の 他	409.9	2.3	548.4	2.8	536.0	2.5
非 生 産 部 門	75.3	0.4	17.0	0.1	78.8	0.4
住 宅 · 公 的 サ ー ビ ス · 観 光	2,708.2	15.4	4,232.8	21.6	3,705.5	17.0
科 学	1,104.6	6.3	1,682.3	8.6	1,084.7	5.0
教 育	188.7	1.1	280.5	1.4	227.0	1.0
文 化 · 芸 術	499.6	2.8	814.3	4.2	763.8	3.5
公 衆 卫 生 · 社 会	291.9	1.7	446.0	2.3	434.9	0.2
保 健 · 体 育	340.8	1.9	574.3	2.3	615.2	2.8
財 政 · 信 用	0.1	0.0	19.8	0.1	70.8	0.3
国 家 保 險	199.2	1.1	323.2	1.6	430.7	2.0
政 府 管 理	83.3	0.5	92.4	0.5	88.4	0.4
そ の 他						

(注) 現行価格は1989年が109.5倍、1990年が137.97倍、1991年が206.96倍。

(出所) Nien giam thong ke, 1992, p.144.

第10表 小売物価上昇率

(前月比, %)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
1月	26.5	11.8	18.3	7.4	2.9	3.2	4.4
2月	24.3	11.2	14.0	9.2	3.8	8.7	5.5
3月	19.2	11.4	28.4	5.4	1.9	0.5	0.5
4月	20.6	12.7	23.8	3.5	2.5	2.2	0.9
5月	21.0	13.2	27.6	-0.2	2.6	3.0	1.3
6月	21.0	13.4	16.8	-2.9	2.1	1.7	0.1
7月	14.8	13.5	9.6	-1.5	3.6	2.5	0.3
8月	16.8	9.0	7.5	0.2	5.7	3.4	0.3
9月	17.2	7.9	6.5	1.6	4.3	3.7	0.0
10月	20.3	7.2	8.0	2.5	6.1	2.8	-0.2
11月	16.5	6.5	8.3	2.6	7.9	5.6	2.0
12月	20.0	5.8	5.3	3.0	8.8	6.1	1.4
平 均	19.8	10.3	14.2	2.5	4.4	4.4	1.3
12月の前年同月比	774.7	223.1	393.8	34.7	67.4	67.6	17.6

(出所) Nien giam thong ke, 1992, p.187.

第11表 貿易高

	輸出			輸入		
	合計	非ハードカレンシーエリア	ハードカレンシーエリア	合計	非ハードカレンシーエリア	ハードカレンシーエリア
	(100万ルーピー・ドル)	(100万ルーピー)	(100万ドル)	(100万ルーピー・ドル)	(100万ルーピー)	(100万ドル)
1987	854.2	487.9	366.3	2,455.1	1,949.3	505.8
1988	1,038.4	590.7	447.7	2,756.7	2,020.1	736.6
1989	1,946.0	807.5	1,138.5	2,565.8	1,725.8	840.0
1990	2,404.0	1,111.5	1,292.5	2,752.4	1,448.2	1,304.2
1991	2,087.1	2,338.1
1992	2,475.0	2,505.9

(出所) *Vietnam economy 1986-1991, 1992, p.88; Nien giam thong ke, 1992, p.193.*

第12表 品目別輸入量・額

	1989	1990	1991	1992
ト ラ ク タ ー (台)	763	1,604	148	...
ト ラ ッ ク (タ)	3,647	3,726	808	...
鉄 鋼 (1,000トン)	379.4	324.3	113.0	265.8
銅 (トン)	1,514	1,275	92	...
アルミニウム (タ)	4,843	3,671	462	...
石 油 類 (1,000トン)	2,262.0	2,860.8	2,572.5	3,331.2
タ イ ヤ (1,000個)	151.9	222.3	209.4	151.1
セ メ ン ト (1,000トン)	266.3	221.0	7.0	...
化 学 肥 料 (タ)	1,840.0	2,085.3	2,662.6	2,829.1
原 紡 (タ)	51.5	58.8	32.5	7.2
治 療 薬 (100万ルーピー・ドル)	32.8	35.7	29.5	...
織 物 (100万メートル)	40.2	30.7	19.8	...
食 糧 (米 換算) (1,000トン)	183.3	161.7	240.0	152.0

(出所) *Nien giam thong ke, 1992, pp.199-200.*

第13表 品目別輸出量・額

	1989	1990	1991	1992
石 炭 (1,000トン)	579.0	788.5	1,173.0	1,568.3
原 油 (タ)	1,514.3	2,616.7	3,917.0	5,400
す ず (トン)	805	1,808	3,440	3,727
セ メ ン ト (1,000トン)	22.0	9.6	16.2	...
木 材 (丸太換算) (1,000m³)	421.0	614.3	1,253.1	...
う ち 床 板 (タ)	49.1	60.2	36.3	...
ゴ ム (1,000トン)	57.7	75.9	62.9	75.0
し し ゆ う (100万ルーピー・ドル)	44.8	50.9	8.8	...
毛 カ 一 ペ ッ ト (1,000m²)	255.0	163.5	158.0	...
美 術 品 (100万ルーピー・ドル)	22.0	23.9	6.8	...
竹 製 品 (タ)	54.4	44.0	10.8	...
麻 じ ゅ う た ん (1,000m²)	3,323	4,246	1,198	...
縫 製 品 (100万ルーピー・ドル)	140.4	178.1	116.8	160.9
茶 (1,000トン)	15.0	16.1	8.0	12.5
米 (タ)	1,420.2	1,624.4	1,032.9	1,950
コ 一 ヒ 一 (タ)	57.4	89.6	93.5	98.0
落 花 生 (実) (タ)	38.5	70.7	78.9	70.5
果 物 の か ん づ め (タ)	23.0	24.2	13.0	...
パ イ ナ ッ プ ル (トン)	174	1,913	515	...
バ ナ ナ (1,000トン)	3.3	2.9	10.7	...
冷凍エビ (タ)	27.3	37.6	41.6	...

(出所) *Nien giam thong ke, 1992, pp.197-198.*

第14表 主要相手国別貿易

(単位:100万米ドル)

228 ハナム

	輸出	輸入	1986			1987			1988			1989			1990			1991		
			輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
チエコスロバキア	20.1	37.8	18.9	52.6	25.8	50.2	31.0	29.5	17.5	20.9	18.6	4.6	4.8	7.0	7.1	14.7	13.4	1.9	10.1	86.8
ハンガリードニンニク	10.8	35.4	12.2	30.7	12.2	23.2	13.2	19.7	10.4	20.8	3.0	2.3	8.0	7.1
ボルマニア連*	12.0	...	12.8	...	20.6	14.9	31.5	14.7	6.2	7.0	13.4	...	14.7
ソシエリ	5.4	3.5	6.7	7.7	5.6	16.6	6.4	1.9	11.3	3.5	3.8	...	1.9	10.1
工業	418.1	1,992.3	504.1	2,529.1	639.1	2,521.3	824.4	2,427.0	1,203.2	2,235.5	694.4	444.8	101.9	86.8
カナダ	0.1	33.0	...	25.6	...	16.9	...	11.6	...	8.0	...	4.0	...	5.0
オーストラリア	4.8	2.0	5.8	2.0	8.3	4.3	12.7	2.2	13.5	6.6	11.3	16.9	13.7	13.4
日本	8.4	5.6	13.2	4.5	16.9	11.5	14.8	67.6	14.5	16.4	23.6	35.4	146.6	39.9
ベルギー・ルクセンブルグ	75.9	209.2	131.9	198.8	177.7	212.9	313.1	184.9	543.1	253.9	602.1	239.4	791.3	496.8
イスラエル	4.2	1.9	2.8	3.5	4.2	1.8	7.2	2.1	8.0	3.7	14.3	11.3	21.0	17.1
フランス	2.8	2.3	3.8	1.3	5.3	2.2	9.6	3.9	3.9	2.6	7.1	8.0	7.4	14.3
ドイツ	13.5	38.3	16.7	41.1	10.7	56.4	21.6	101.2	29.4	102.3	43.5	117.0	82.9	239.5
オランダ	7.7	10.3	7.0	14.7	11.9	17.9	20.6	16.6	38.4	162.4	90.7	81.3	216.1	55.4
イタリア	2.1	5.7	1.8	12.9	2.7	12.5	6.6	5.4	7.9	16.4	9.2	13.4	12.3	47.8
スペイン	0.6	3.9	0.4	8.9	0.4	12.4	1.1	9.9	7.1	12.3	16.1	7.9	16.5	13.6
ギリシャ	1.0	23.3	0.6	15.6	0.8	26.8	1.0	9.6	1.7	12.9	3.2	9.0	7.7	8.0
アゼルバイジャン	1.5	2.0	0.5	4.7	0.6	4.4	2.3	7.2	2.3	11.2	10.3	13.5	18.8	39.3
中国香港	0.8	1.9	9.8	23.5	66.0	116.7
韓国	96.5	65.5	102.9	74.1	123.3	104.6	139.0	128.5	146.7	150.8	157.0	419.6	135.1	1,034.6
シンガポール	4.3	14.4	7.2	9.7	8.7	18.6	114.9	11.9	54.1	9.1	35.0	14.2	38.5	15.7
マレーシア	4.3	32.3	5.4	27.0	5.9	21.2	19.5	33.9	38.4	30.0	79.0	155.0	86.9	169.7
フィリピン	0.1	...	0.1	...	0.1	0.2	...	0.2	...	0.2
シナゴーラ	15.0	1.5	12.6	3.8	24.6	6.8	36.4	11.9	41.3	7.0	56.8	25.5	114.9	55.0
タジキスタン	2.8	0.3	1.9	...	13.6	19.3	14.6	103.5	9.8	42.3	22.5	40.8	25.1

(注) *1992年はロシア。

(出所) IMF, Direction of Trade Statistics Yearbook, 1993. ソ連1982~86年は、UN, International Trade Statistics, 1987. ソ連1987~92年は、「ソ連東欧貿易調査月報」1991年2月号, 1992年2月号。『ロシア東欧貿易調査月報』1993年12月号等より計算。